

第 14 回中央環境審議会総会
総合環境政策局関連資料

平成 22 年 4 月 7 日（水）

環境影響評価法 改正後のフロー (赤字・赤矢印が法改正事項)

対象事業

交付金事業を対象事業に追加 (政令改正: 風力発電所を追加)

事業実施段階前の手続

住民知事等意見

計画段階配慮事項の検討 (SEA)
【配慮書】 SEAの結果

環境大臣の意見

主務大臣の意見

第2種事業については
事業者が任意に実施
災害等に準じる特例規定

対象事業に係る計画策定

配慮書の内容等を考慮

スクリーニング手続

許認可等権者が判定

知事意見

事業実施段階の手続

住民知事等意見

【方法書】 評価項目・手法の選定

説明会の開催

政令で定める市から事業者への直接の意見提出

方法書、準備書及び評価書について電子縦覧の義務化

評価項目、調査・予測及び評価手法の選定
調査・予測・評価の結果に基づき、環境保全措置を検討

主務大臣の意見

環境大臣の意見

【準備書】 環境アセスメント結果の公表

説明会の開催

政令で定める市から事業者への直接の意見提出

(学識経験者の活用)
環境大臣の意見等

意見を述べる場合、
環境大臣に助言を
求めるよう努力

【評価書】 環境アセスメント結果の修正・確定

許認可等権者の意見

地方公共団体

許認可等・事業の実施

環境大臣の意見

【報告書】 環境保全措置等の結果の報告・公表

許認可等権者の意見

配慮書、報告書に関する改正事項: 公布後2年以内に施行
上記以外に関する改正事項: 公布後1年以内に施行

環境影響評価法を巡る課題と対応方向の概要

法改正の必要性

- 環境影響評価法は、大規模かつ国が一定の関与を行う事業(例:道路、ダム、飛行場等)の実施前に、事業者自らが環境への影響を調査・予測・評価することにより、より環境に配慮した事業の実施を確保するもの。
- 法施行後10年が経過し、社会状況の変化や法の運用実態から明らかになった課題に対応することが必要。

環境影響評価を巡る状況変化・課題

対象事業

- ・補助金が交付金化されることにより、これまで対象だった事業が対象外となる可能性
- ・風力発電事業の大幅な増加、騒音等への苦情・鳥類への被害(自主アセスでは住民参加が不十分との指摘)

戦略的環境アセスメント

- ・事業実施段階では枠組が全て決定されていて、柔軟な環境保全の視点が困難な場合がある
(例えば、より有効な生物多様性保全策が選択される可能性が低くなるとの指摘)

方法書・準備書段階

- ・方法書の分量が多く、専門的
(例えば、コミュニケーション不足との指摘)
- ・方法書段階で環境大臣の意見提出の仕組みがない
- ・行政手続電子化の進展
- ・地方分権の進展、都道府県も市も条例を有する場合に審査スケジュールが困難

評価書段階

- ・事業の許認可権者が自治体の場合、環境大臣の意見提出の仕組みがない(例えば、公有水面埋立事業で、アセスが不十分との指摘)
- ・環境大臣意見形成過程の透明性確保

事後調査

- ・報告・公表の仕組みがなく、事後調査等の状況を住民や行政が確認できない
(例えば、移植の失敗等が確認できず、生物多様性保全が確保できないとの指摘)

改正事項

交付金事業を対象事業に追加
(政令改正:風力発電所を追加)

計画段階配慮事項(戦略的環境アセスメント)の手續の新設
事業の検討段階において環境影響評価を実施

方法書段階における説明会の開催を義務化
評価項目等の選定段階における環境大臣の技術的助言を規定

電子縦覧の義務化
政令で定める市から事業者への直接の意見提出

許認可権者である地方自治体の長が意見を述べる際に、環境大臣に助言を求めるよう努力
(下位法令で環境大臣意見に係る学識経験者の活用について措置)

環境保全措置等の結果の報告・公表(評価書に盛り込まれた調査事項等に関する事業着手後の状況の公表等)

環境影響評価法の一部を改正する法律案要綱

第一 対象事業の範囲の拡大

対象事業に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項第四号の政令で定める給付金であつて政令で定めるものの交付の対象となる事業を追加すること。

(第二条関係)

第二 方法書以前の手続の創設

一 第一種事業を実施しようとする者は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域を選定するに当たっては、事業の種類ごとに環境大臣と協議して定める主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならないものとし、環境大臣は、関係行政機関の長に協議して、当該主務省令に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

(第三条の二及び第三条の三関係)

二 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、計画段

階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成し、主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならないものとする。主務大臣は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該配慮書の写しを送付して意見を求めなければならないものとする。

（第三条の四及び第三条の五関係）

三 環境大臣は、主務大臣に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べることができるものとし、主務大臣は、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を述べるができるものとする。この場合において、環境大臣の意見があるときは、主務大臣は、これを勘案しなければならないものとする。

（第三条の六及び第三条の七関係）

四 第二種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができることとする。等、所要の規定を整備すること。

（第三条の八及び第三条の九関係）

第三 方法書手続、準備書手続及び評価書手続の改正

一 事業者は、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成するに当たり、配慮書を作成している

ときはその内容を踏まえるとともに、第二の三の主務大臣の意見があるときはこれを勘案して、対象事業の内容に検討を加えるものとし、これらの事項を方法書に記載しなければならないものとする事。

(第五条関係)

二 事業者は、方法書に係る関係地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し方法書を送付する際、これを要約した書類(以下「方法書要約書」という。)も併せて送付しなければならないものとする事。

(第六条関係)

三 事業者は、方法書を作成したときは、方法書及び方法書要約書を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする事。環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)及び環境影響評価書(以下、「評価書」という。)においてもこれと同様とする事。

(第七条、第十六条及び第二十七条関係)

四 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないものとし、方法書の説明会に係る所要の規定を整備すること。

(第七条の二関係)

五 方法書に係る関係地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られるものである場合において、当該市の

長は、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を述べるものとし、この場合において、都道府県知事は、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を述べることができるものとする。準備書においてもこれと同様とすること。

(第十条及び第二十条関係)

六 事業者から評価書の送付を受けた免許等を行う者は、地方公共団体の長である場合であっても、速やかに環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めるものとする。

(第二十二条関係)

第四 環境影響評価の項目等の選定に関する主務大臣の助言における環境大臣からの意見聴取の創設

主務大臣は、事業者の申出に応じて環境影響評価の項目等の選定について技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならないものとする。

(第十一条第三項関係)

第五 環境保全措置等の報告等の手続の創設

一 評価書の公告を行った事業者は、事業の種類ごとに環境大臣と協議して定める主務省令で定めるところに

より、環境の保全のための措置等に係る報告書（以下「報告書」という。）を作成しなければならないものとし、環境大臣は、関係行政機関の長に協議して、当該主務省令に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

（第三十八条の二関係）

二 評価書の公告を行った事業者は、報告書を作成したときは、評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これを公表しなければならないものとする。報告書の送付を受けた者は、速やかに環境大臣に当該報告書の写しを送付して意見を求めるものとする。

（第三十八条の三関係）

三 環境大臣は、必要に応じ、報告書の送付を受けた者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を述べることができるものとし、報告書の送付を受けた者は、必要に応じ、評価書の公告を行った事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を述べることをすることができるものとする。この場合において、環境大臣の意見があるときは、**主務大臣は**、これを勘案しなければならないものとする。

（第三十八条の四及び第三十八条の五関係）

第六 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

方法書以前の手続の創設、環境保全措置等の報告等の手続の創設等に伴い、都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等に係る手続の特例規定について所要の改正を行うこと。

(第三十八条の六から第四十六条まで関係)

第七 施行期日等

- 一 この法律の施行期日について定めること。
(附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備すること。
(附則第二条から第十条まで関係)
- 三 関係法律について所要の改正を行うこと。
(附則第十二条関係)

環境影響評価法の一部を改正する法律

(環境影響評価法の一部改正)

第一条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号口中「及び同項第二号の負担金」を「、同項第二号の負担金及び同項第四号の政令で定める給付金であつて政令で定めるもの」に改める。

第六条第一項中「対し、方法書」の下に「及びこれを要約した書類(次条において「方法書要約書」という。)」を加える。

第七条中「前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、方法書及び方法書要約書を前条第一項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する

地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならぬ。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、第六条第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて環境省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第八条第一項中「前条」を「第七条」に改める。

第十条第一項中「ときは」の下に「、第四項に規定する場合を除き」を加え、同条に次の三項を加える。

4 第六条第一項に規定する地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

5 前項の場合において、前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

6 第四項の場合において、当該市の長は、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第十一条第一項中「前条第一項」の下に「、第四項又は第五項」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、前項の規定による事業者の申出に応じて技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならない。

第十二条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十三条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第十四条第一項第三号中「意見」の下に「又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加える。

第十五条中「第十条第一項」の下に「、第四項又は第五項」を加え、「及び第十七条」を削り、「要約書」を「準備書要約書」に改める。

第十六条中「関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、準備書及び準備書要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十七条第一項中「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第六条第一項に規定する地域」とあるのは「第

第十五条に規定する関係地域」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十七条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十七条第一項及び同条第二項において準用する第二項から第四項まで」と読み替えるものとする。

第十七条第三項から第五項までを削る。

第二十条第一項中「ときは」の下に「、第四項に規定する場合を除き」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、当該関係都道府県知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

第二十条に次の四項を加える。

3 第一項の場合において、当該関係都道府県知事は、前項の規定による当該関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。

4 関係地域の全部が一の第十条第四項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書につ

いて環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

5 前項の場合において、関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

6 第四項の場合において、当該市の長は、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。

第二十一条第一項中「前条第一項」の下に「、第四項又は第五項」を加え、同条第二項第三号を次のように改める。

三 前条第一項の関係都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見

第二十二條第二項中「が次の各号に掲げる者であるときは、その者は」を「は、次の各号に掲げる者の区分に応じ」に改め、同項第一号中「内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会の長である國務大臣（次号及び第二十六條第一項において「内閣総理大臣等」という。）」を「次号に掲げる者以外の者」に改め

、同項第二号中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣又は各省大臣」に改める。

第二十三条中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣又は各省大臣」に改める。

第二十六条第一項中「が次の各号に掲げる者であるときは、その者は」を「は、次の各号に掲げる者の区分に応じ」に改め、同項第一号中「内閣総理大臣等」を「次号に掲げる者以外の者」に改め、同項第二号中「内閣総理大臣等」を「内閣総理大臣又は各省大臣」に改め、同条第二項中「前条第一項第二号又は同条第二項」を「同条第一項第二号又は第二項」に改め、「書類」の下に「及び第二十四条の書面」を加え、「要約書」を「評価書等」に改め、「及び第二十四条の書面」を削る。

第二十七条中「関係地域内において、評価書、要約書及び第二十四条の書面を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなれば」を「公告の日から起算して一月間、評価書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなれば」に改める。

第四十条第二項中「対象事業」とあるのは「第四十条第一項」を「、対象事業」とあるのは「、第四十条第一項」に改め、「同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項」の下に「及

び第三項」を加え、「都市計画決定権者」と、「定める者」を「都市計画決定権者」と、「定める者」に、「に」、「定める者」を「定める者」に」に改め、「評価書」を削り、「の事業者」と」の下に「、「同条第一項第二号」とあるのは「前条第一項第二号」と」を加える。

第四十六条第一項中「説明会」を「方法書説明会及び準備書説明会」に改める。

第四十八条第二項中「前条第一項」の下に「、第四項又は第五項」を、「」と、同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項中「対象事業」を「同条第四項中「対象事業」に、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「第二条第二項第一号イ」を「環境影響評価を」とあるのは「港湾環境影響評価を」と、「環境影響評価の」と、「第二条第二項第一号イ」に改め、「都道府県知事の意見」の下に「又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加え、「同項第七号」を「同項第七号イ」に改め、「」の内容」と、「」の下に「同号二中」を加え、「の総合的な評価」を削り、「第十七条第一項から第四項まで」を「第十七条」に、「及び第二十条第一項」を「、第二十条第一項及び第三項から第六項まで並びに第二十一条第一項」に改め、「述べるものとする」とあるのは「述べるものとする。この場合に

において、当該関係都道府県知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする」と、同条第二項中「第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により」とあるのは「前項の場合において、」と、「ついで準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十条第二項において準用する前項」と、「前条の書類に記載された意見」とあるのは「第十九条の書類に記載された意見及び事業者の見解」と読み替えるものとする」とあるのは「は、同項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び港湾管理者の見解に配慮するものとする」と、第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「」を削り、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価」を「環境影響評価を」とあるのは「港湾環境影響評価を」と、「当該環境影響評価」とあるのは「当該港湾環境影響評価」と、「環境影響評価の」とあるのは「港湾環境影響評価の」と、「環境影響評価書」に、「評価書、要約書及び第二十四条の書面」を「評価書等」に改める。

第四十九条中「説明会」を「方法書説明会若しくは準備書説明会」に改める。

第五十三条第一項第一号中「ための手続」の下に「及び第七条の二第一項の規定による周知のための措置に相当する手続」を、「第七条」の下に「及び第七条の二」を加え、同項第三号中「第十条第一項」の下に「又は第四項」を加え、同項第四号中「又は第四項後段」を削り、同項第六号中「第二十条第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条第四項中「第二十条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

第二条 環境影響評価法の一部を次のように改正する。

「第一節 第二種事業に係る判定（第四条）」

目次中「準備書の」を「方法書の」に、第二節 方法書の作成等（第五条―第十条）を

第三節 環境影響評価の実施等（第十一条―第十三条）」

「第一節 配慮書（第三条の二―第三条の九）」

第二節 第二種事業に係る判定（第四条）」

第三章 方法書（第五条―第十条）」

に、「第三章」を「第五章」に、「第四章」

第四章 環境影響評価の実施等（第十一条―第十三条）」

を「第六章」に、「第五章」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第三十八条」を「第三十八

条の五」に、「第七章」を「第九章」に、「第三十九条」を「第三十八条の六」に、「第八章」を「第十章」に改める。

第二章の章名中「準備書」を「方法書」に改める。

第二章第一節から第三節までの節名を削る。

第二章中第四条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

第三条の二 第一種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。))の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。

。は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域を選定するに当たっては、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討

討を行わなければならない。

2 前項の主務省令は、計画段階配慮事項についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針並びに関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるための措置に関する指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（基本的事項の公表）

第三条の三 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、前条第二項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長の長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

（配慮書の作成等）

第三条の四 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければなら

ない。

一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第一種事業の目的及び内容

三 事業実施想定区域及びその周囲の概況

四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

五 その他環境省令で定める事項

2 相互に関連する二以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することができる。

（配慮書の送付等）

第三条の五 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならぬ。

2 主務大臣（環境大臣を除く。）は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該配慮書の写しを送付して意見を求めなければならない。

（環境大臣の意見）

第三条の六 環境大臣は、前条第二項の規定により意見を求められたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、主務大臣（環境大臣を除く。）に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

（主務大臣の意見）

第三条の七 主務大臣は、第三条の五第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

（第一種事業の廃止等）

第三条の八 第一種事業を実施しようとする者は、第三条の五第一項の規定による公表を行ってから第七

条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、配慮書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知するとともに、環境省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第一種事業を実施しないこととしたとき。

二 第三条の四第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 第一種事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

(第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討)

第三条の九 第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政

機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ

。）は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域を選定するに当たつて、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を主務大臣に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業を実施しようとする者とみなし、第三条の二から前条までの規定を適用する。

第二節 第二種事業に係る判定

第四条第一項中「（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）」を削る。

第五十二条第二項中「第七章」を「前章」に改める。

第五十三条第一項第九号を同項第十一号とし、同項第八号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同項第三号中「第一号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域の選定に当たって、一又は二以上の事業実施想定区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載した書類であつて関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるための手続を経たと認められるもの 第三条の四第一項の配慮書

二 主務大臣が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第三条の七の書面

第五十三条第四項中「第三号」を「第五号」に、「第八号」を「第十号」に、「同項第四号」を「同項第六号」に、「同項第五号」を「同項第七号」に、「同項第六号」を「同項第八号」に、「同項第七号」

を「同項第九号」に、「同項第九号」を「同項第十一号」に改める。

第五十四条第一項及び第三項中「第七章」を「前章」に改める。

第五十五条第一項中「について」の下に「、第三条の二から第三条の八まで及び第五条から第二十七条まで」を、「による」の下に「計画段階配慮事項についての検討、」を加える。

第八章を第十章とする。

第七章第一節中第三十九条の前に次の見出し及び一条を加える。

（都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等）

第三十八条の六 第一種事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については、第三条の二から第三条の八までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び第五条から第三十八条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、第三項、第

四十条第二項、第四十一条、第四十三条、第四十四条第一項、第二項及び第五項から第七項まで並びに第四十六条に定めるところにより、同法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第一種事業又は第一種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第三条の四第二項、第三条の八第一項第三号及び第二項、第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十条第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

2 第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合に

おける当該都市施設に係る第二種事業については、第二章第一節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、次項並びに第四十四条第三項及び第四項に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うことができず。この場合において、第三条の九第二項の規定により適用される第三条の四第二項並びに第三条の八第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

3 第一項又は前項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第二章第一節（第三条の四第二項並びに第三条の八第一項第三号及び第二項を除く。）の規定の適用については、第三条の二第一項中「第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業」とあるのは「第三十八条の六第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第一種事業又は第一種事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業（以下「都市計画第一種事業」という。）」と、第三条の四第一項中「第一種事業を

実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第二号中「第一種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、第三条の五第一項、第三条の七及び第三条の八第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「第一種事業を実施しない」とあるのは「都市計画第一種事業を都市計画に定めない」と、第三条の九第一項中「第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるのは「第三十八条の六第二項に規定する都市計画決定権者（以下この条において「第二種事業都市計画決定権者」という。）」と、「当該第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「当該第二種事業都市計画決定権者」と、同条第二項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「第二種事業都市計画決定権者」と、「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「第三条の二から前条までの規定を適用する」とあるのは「第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の二から第三条の八までの規定を適用する。この場合において、第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の二第一項中「第一種事業又は第一種事業に係る施設」とあるのは「第四十条第

一項に規定する第二種事業等」と、「第一種事業（）」とあるのは「第二種事業（）」と、「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の四第一項第二号中「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、第三十条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の八第一項第一号中「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とする」とする。

第三十九条の見出しを削り、同条第一項中「都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法」を「市街地開発事業として都市計画法」に、「同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）」を「都市施設」に改め、「次項」の下に「から第四項まで」を加え、「同法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決

定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするもの」を「当該都市計画に係る都市計画決定権者」に改め、同条第二項中「者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）」を「者は」に、「第三十九条第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は」を「都市計画決定権者は」に改め、「（昭和四十三年法律第百号）」を削り、「とするとき」を「とすときは」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号の措置がとられた第二種事業（前項の規定により読み替えて適用される同条第四項及び次条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項において準用する第四条第三項第二号の措置がとられたものを除く。）について第二種事業を実施しようとする者が作成した配慮書があるときは、当該第二種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。

4 前項の場合において、配慮書を送付する前に第二種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該第二種事業を実施し

ようとする者に対して行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第四十条の見出しを削り、同条第一項中「対象事業が」を「第二種事業（対象事業であるものに限る。

以下この項及び第四十四条第三項において同じ。）が」に、「当該対象事業」を「当該第二種事業」に、

「又は対象事業」を「又は第二種事業」に、「係る対象事業」を「係る第二種事業」に、「次条」を「第

四十一条」に、「対象事業等」を「第二種事業等」に改め、同条第二項中「前項」を「第三十八条の六第

一項又は前項」に、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「第四

十条第一項の対象事業等」を「事業者は」とあるのは「都市計画決定権者は」と、「対象事業の内容」と

あるのは「第三十八条の六第一項の第一種事業若しくは第一種事業に係る施設又は第四十条第一項の第二

種事業等」に、「対象事業（」を「第一種事業又は第二種事業（」に、「」と、「主務省令」を「」の

内容」と、「対象事業に」とあるのは「都市計画対象事業に」と、「主務省令」に、「氏名」を「事

業者の氏名」に、「名称」を「都市計画決定権者の名称」に、「同項第四号中「対象事業」とあるの

は「都市計画対象事業」を「同項第六号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」に改め、「関係市

町村長及び」の下に「第三十八条の六第一項の第一種事業を実施しようとする者又は」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(都市計画対象事業の環境保全措置等の報告等)

第四十条の二 前条第二項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第三十八条の二から第三十八条の五までの規定の適用については、第三十八条の二第一項中「第二十七条の規定による公告を行った事業者(当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者)」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十六条第二項に規定する評価書等の送付を受けた第三十八条の六第一項の第一種事業を実施しようとする者又は第四十条第一項の事業者(これらの者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者。以下「都市計画事業者」という。)」と、第三十八条の三第一項中「前条第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、第三十八条の五中「第三十八条の二第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

第四十一条第一項から第三項までの規定中「前条第二項」を「第四十条第二項」に改め、同条第五項中

「前条第一項」を「第四十条第一項」に改める。

第四十四条の見出し中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第五項中「第三項」を「第五項」に、「第三章及び第四章」を「第五章及び第六章」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「事業者及び」の下に「配慮書、」を、「ついで、」の下に「第三十八条の六第一項又は」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「事業者が第五条」を「第二種事業に係る事業者が第五条」に、「対象事業等」を「第二種事業等」に、「当該方法書に係る対象事業が第一種事業である場合にあつては事業者（事業者が既に第六条第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）に、第二種事業である場合にあつては事業者」を「当該事業者、配慮書の送付を当該事業者から受けた者（当該事業者が第三条の五第一項の規定により配慮書を送付している場合に限る。）」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

第一種事業を実施しようとする者が第三条の五第一項の規定による公表を行ってから第七条の規定による公告を行うまでの間において、当該公表に係る第一種事業を都市計画に定めようとする都市計画決

定権者が当該第一種事業を実施しようとする者及び配慮書又は方法書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、第一種事業を実施しようとする者は、当該第一種事業に係る方法書を作成していない場合にあつては当該配慮書及び第三条の七の書面を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第一種事業については、第三十八条の六第一項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書及び第三条の七の書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第一種事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第四十五条第一項中「前条第五項」を「前条第七項」に改め、同条第二項中「前条第五項」を「前条第七項」に、「第四十四条第五項」を「第四十四条第七項」に改める。

第四十六条第一項中「第三十九条」を「第三十八条の六」に改める。

第四十八条第二項中「第二章第三節から第五章まで」を「第四章から第七章まで」に、「第二章第三節

の節名」を「第四章の章名」に、「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に、「から第三号まで」を「から第六号まで及び第八号」に、「第五章の」を「第七章の」に改める。

第七章を第九章とする。

第六章中第三十八条の次に次の四条を加える。

（環境保全措置等の報告等）

第三十八条の二 第二十七条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者）は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、第十四条第一項第七号ロに掲げる措置（回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実にでないものとして環境省令で定めるものに限る。）、「同号ハに掲げる措置及び同号ハに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であつて、当該事業の実施において講じたものに係る報告書（以下「報告書」という。）を作成しなければならない。

2 前項の主務省令は、報告書の作成に関する指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長である

ときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

3 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

（報告書の送付及び公表）

第三十八条の三 前条第一項に規定する事業者は、報告書を作成したときは、環境省令で定めるところにより、第二十二条第一項の規定により評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これを公表しなければならない。

2 第二十二条第二項の規定は、前項の規定により同条第一項各号に定める者（環境大臣を除く。）が報告書の送付を受けた場合について準用する。

（環境大臣の意見）

第三十八条の四 環境大臣は、前条第二項において準用する第二十二条第二項各号に定める措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、報告書について環境の保

全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣又は各省大臣を経由して述べるものとする。

（免許等を行う者等の意見）

第三十八条の五 第二十二條第一項各号に定める者は、第三十八条の三第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第三十八条の二第一項に規定する事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条第一項の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

第六章を第八章とし、第五章を第七章とし、第四章を第六章とする。

第十四条第一項第一号中「第三号まで」を「第六号まで及び第八号」に改め、同項に次の一号を加える。

九 その他環境省令で定める事項

第三章を第五章とする。

第四条の次に次の章名を付する。

第三章 方法書

第五条第一項中「事業者は」の下に「、配慮書を作成しているときは配慮書の内容を踏まえるとともに、第三条の七の意見が述べられたときはこれを勘案して、対象事業の内容に検討を加え」を、「事項」の下に「（配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四 第三条の四第一項第四号に掲げる事項

五 第三条の七の主務大臣の意見

六 前号の意見についての事業者の見解

第五条第一項に次の一号を加える。

八 対象事業の内容及び第三号に掲げる事項の検討に当たって、配慮書の内容及び第五号に掲げる事項を踏まえ環境の保全の観点から配慮した事項

九 その他環境省令で定める事項

第十条の次に次の章名を付する。

第四章 環境影響評価の実施等

第十一条第一項中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定（同法第三条の三に係る部分に限る。）及び同法第六章中第三十八条の次に四条を加える改正規定（同法第三十八条の二第三項に係る部分に限る。）並びに次条から附則第五条までの規定及び附則第十二条の規定（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十六条の四の改正規定を除く。）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中環境影響評価法第二章中第四条の前に一節及び節名を加える改正規定（同法第三条の二第二項に係る部分に限る。）及び同法第六章中第三十八条の次に四条を加える改正規定（同法第三十八条の

二第二項に係る部分に限る。)並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日から起算して一年六月を
超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の環境影響評価法(以下「新法」という。)第七条、第十六条又は第二
十七条の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価法第五
条第一項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、同法第十四条第一項に規定する環
境影響評価準備書(以下「準備書」という。)又は同法第二十一条第二項に規定する環境影響評価書(以
下「評価書」という。)について適用する。

第三条 新法第七条の二(新法第十七条第二項の規定により準用する場合を含む。)の規定は、附則第一条
第二号に掲げる規定の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

第四条 新法第十条第四項から第六項まで及び第二十条第四項から第六項までの規定は、附則第一条第二号
に掲げる規定の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書に適用する。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に、環境影響評価法第二十二条第一項の規定により事業者

が送付した評価書については、新法第二十二條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六條 第二條の規定による改正後の環境影響評価法（以下「第二條による改正後の法」という。）第三條の二から第三條の七までの規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に方法書を公告した事業については、適用しない。

第七條 この法律の施行の際、環境影響評価法第二條第二項に規定する第一種事業（以下「第一種事業」という。）について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六條に規定する行政指導（地方公共団体が同條の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（次項において「行政指導等」という。）の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類（この法律の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 第二條による改正後の法第五十三條第一項第一号に掲げる書類 第二條の規定による改正後の法第三條の四第一項の計画段階環境配慮書

二 第二條による改正後の法第五十三條第一項第二号に掲げる書類 第二條の規定による改正後の法第三條の七の書面

2 前項各号に規定する書類は、当該書類の作成の根拠が条例又は行政指導等（地方公共団体に係るものに限る。）であるときは環境大臣が当該地方公共団体の意見を聴いて、行政指導等（国の行政機関に係るものに限る。）であるときは主務大臣が環境大臣（第一種事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業について当該都市計画を定める第二条による改正後の法第三十八条の六第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等にあつては、国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣）に協議して、それぞれ指定するものとする。

3 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

第八条 第二条による改正後の法第三十八条の二及び第三十八条の三（第二条による改正後の法第四十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行日後に評価書の公告及び縦覧を行った事業者及び都市計画決定権者について適用する。

第九条 この法律の施行後に第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する第一種事業を実施しようとする者となるべき者は、この法律の施行前において、第二条による改正後の法第三条の二から第三条の七までの規定の例による第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。

2 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、第二条による改正後の法の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

3 前二項の規定は、この法律の施行後に第二条による改正後の法第三十八条の六第一項の規定により同条第三項の規定により読み替えて適用される第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を第二条による改正後の法第三条の二第一項に規定する第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、第一項中「、第二条による改正後の法」とあるのは「、第二条による改正後の法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第二条による改正後の法」と、「による第二条による改正後の法」とあるのは「による同項の規定により読み替えて適用される第二条による改正後の法」と読み替

えるものとする。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(電気事業法の一部改正)

第十二条 電気事業法の一部を次のように改正する。

第四十六条の四中「同項第四号」を「同項第七号」に改める。

第四十六条の五中「方法書」の下に「及びこれを要約した書類」を加える。

第四十六条の七の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第一項中「都道府県知事の意見」の下に「並びに同条第四項の政令で定める市の長及び同条第五項の都道府県知事の意見」を加

え、「同項の規定」を「これらの規定」に、「同項の意見」を「これらの規定の意見」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、環境影響評価法第十条第四項の政令で定める市の長について準用する。この場合において、前項中「環境影響評価法第十条第一項」とあるのは「同項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第六項」と読み替えるものとする。

第四十六条の八第一項中「都道府県知事の意見」の下に「又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加え、同条第三項中「書面」の下に「又は同条第四項の書面及び同条第五項の書面がある場合にはその書面」を加える。

第四十六条の九中「第十条第一項の意見」の下に「又は同条第四項の意見及び同条第五項の意見がある場合にはその意見」を加える。

第四十六条の十三の見出し中「関係都道府県知事」を「関係都道府県知事等」に改め、同条中「関係都道府県知事の意見」の下に「並びに同条第四項の政令で定める市の長及び同条第五項の都道府県知事の意見」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に、「同項の意見」を「これらの規定の意見」に改める。

第四十六条の十四第一項中「関係都道府県知事の意見」の下に「又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」を加え、同条第四項中「書面」の下に「又は同条第四項の書面及び同条第五項の書面がある場合にはその書面」を加える。

第四十六条の十五第一項中「第二十条第一項の意見」の下に「又は同条第四項の意見及び同条第五項の意見がある場合にはその意見」を加える。

第四十六条の十九中「評価書、要約書及び第二十四条の書面」を「評価書等」に改める。

理由

環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討、環境の保全のための措置等の実施の状況に係る報告その他の手続の新設等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境影響評価法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 (第一条関係)
 ○ 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。) 。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第<u>二条</u>第一項第一号の補助金、<u>同項</u>第二号の負担金及び同項第四号の政令で定める給付金であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。))の交付の対象とな</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。) 。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第<u>二条</u>第一項第一号の補助金及び同項第二号の負担金をいう。以下同じ。))の交付の対象となる事業(イに掲げるものを除く。)</p>

る事業（イに掲げるものを除く。）

ハ、ホ（略）

3、5（略）

（方法書の送付等）

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「方法書要約書」という。）を送付しなければならない。

2（略）

（方法書についての公告及び縦覧）

第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書及び方法書要約書を前条第一項に規定する地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところ

ハ、ホ（略）

3、5（略）

（方法書の送付等）

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、方法書を送付しなければならない。

2（略）

（方法書についての公告及び縦覧）

第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、方法書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、前条第一項に規定する地域内において、方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

により、インターネットの利用その他の方法により公表
しなければならない。

(説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、環境省令で定めるところにより、
前条の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する地域内に
おいて、方法書の記載事項を周知させるための説明会（
以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。
この場合において、当該地域内に方法書説明会を
開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域
において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催
を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるとこ
ろにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の
一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場
所を定めようとするときは、第六条第一項に規定する地
域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であ
つて環境省令で定めるものにより、第二項の規定による
公告をした方法書説明会を開催することができない場合
には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に
し必要な事項は、環境省令で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第七条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べるこ
とができる。

2 (略)

(方法書についての都道府県知事等の意見)

第十条 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、第四項に規定する場合を除き、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2・3 (略)

4 第六条第一項に規定する地域の全部が一の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保

(方法書についての意見書の提出)

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べるこ
とができる。

2 (略)

(方法書についての都道府県知事等の意見)

第十条 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2・3 (略)

全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

5 前項の場合において、前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

6 第四項の場合において、当該市の長は、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 事業者は、前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 (略)

3 主務大臣は、前項の規定による事業者の申出に応じて技術的な助言を記載した書面の交付をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣の意見を聴かなければならない。

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 (略)

4 | (略)

(環境影響評価の実施)

第十二条 (略)

2 前条第四項の規定は、前項の主務省令について準用する。この場合において、同条第四項中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」とあるのは、「環境の保全のための措置に関する指針」と読み替えるものとする。

(基本的事項の公表)

第十三条 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、第十一条第四項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

(準備書の作成)

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための

3 | (略)

(環境影響評価の実施)

第十二条 (略)

2 前条第三項の規定は、前項の主務省令について準用する。この場合において、同条第三項中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」とあるのは、「環境の保全のための措置に関する指針」と読み替えるものとする。

(基本的事項の公表)

第十三条 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、第十一条第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

(準備書の作成)

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための

準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならぬ。

一・二（略）

三 第十条第一項の都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府

県知事の意見がある場合にはその意見

四〇八（略）

2（略）

（準備書の送付等）

第十五条 事業者は、準備書を作成したときは、第六条第一項の主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第八条第一項及び第十条第一項、第四項又は第五項の意見並びに第十二条第一項の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する都道府県知事（以下「関係都道府県知事」という。）及び関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町

準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならぬ。

一・二（略）

三 第十条第一項の都道府県知事の意見

四〇八（略）

2（略）

（準備書の送付等）

第十五条 事業者は、準備書を作成したときは、第六条第一項の主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条第一項の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する都道府県知事（以下「関係都道府県知事」という。）及び関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に

村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条において「準備書要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第十六条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、準備書及び準備書要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第十七条 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第十七条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第十六条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

(説明会の開催等)

第十七条 事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2

第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第六条第一項に規定する地域」とあるのは「第十五条に規定する関係地域」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十七条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十七条第一項及び同条第二項において準用する第二項から第四項まで」と読み替えるものとする。

2

事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、環境省令で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3

事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くことができる。

4

事業者は、その責めに帰することができない事由であつて環境省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、環境省令で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5

前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(準備書についての関係都道府県知事等の意見)

20 関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、第四項に規定する場合を除き、政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、当該関係都道府県知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、当該関係都道府県知事は、前項の規定による当該関係市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。

4 関係地域の全部が一の第十条第四項の政令で定める市の区域に限られるものである場合は、当該市の長が、前条の書類の送付を受けたときは、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の

(準備書についての関係都道府県知事等の意見)

20 関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により関係都道府県知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十条第二項において準用する前項」と、「前条の書類に記載された意見」とあるのは「第十九条の書類に記載された意見及び事業者の見解」と読み替えるものとする。

見地からの意見を書面により述べるものとする。

5 前項の場合において、関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、必要に応じ、第一項の政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

6 第四項の場合において、当該市の長は、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するものとする。

(評価書の作成)

第二十一条 事業者は、前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十八条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 三 (略)

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同

(評価書の作成)

第二十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十八条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 三 (略)

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同

号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下第二十六条まで、第二十九条及び第三十条において「評価書」という。）を、第二十九条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならぬ。

一・二 （略）

三 前条第一項の関係都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の関係都道府県知事の意見がある場合にはその意見

四 （略）

（免許等を行う者等への送付）

第二十二条 （略）

2 前項各号に定める者（環境大臣を除く。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、評価書の送付を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 次号に掲げる者以外の者 環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下第二十六条まで、第二十九条及び第三十条において「評価書」という。）を、第二十九条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならぬ。

一・二 （略）

三 第二十条第一項の関係都道府県知事の意見

四 （略）

（免許等を行う者等への送付）

第二十二条 （略）

2 前項各号に定める者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、評価書の送付を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会の長である国務大臣（次号及び第二十六条第一項において「内閣総理大臣等」という。） 環境大臣に当該評価書の

二 委員会の長（国務大臣を除く。）若しくは庁の長又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会の長である内閣総理大臣又は各省大臣を經由して環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

（環境大臣の意見）

第二十三条 環境大臣は、前条第二項各号の措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣又は各省大臣を經由して述べるものとする。

（環境大臣等への評価書の送付）

第二十六条 第二十二條第一項各号に定める者（環境大臣を除く。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、前条第三項の規定による送付又は通知を受けた後、当該各号に定める措置をとらなければならない。

写しを送付して意見を求めること。

二 委員会の長（国務大臣を除く。）若しくは庁の長又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会の長である内閣総理大臣等を經由して環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。

（環境大臣の意見）

第二十三条 環境大臣は、前条第二項各号の措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣等を經由して述べるものとする。

（環境大臣等への評価書の送付）

第二十六条 第二十二條第一項各号に定める者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、前条第三項の規定による送付又は通知を受けた後、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 次号に掲げる者以外の者 環境大臣に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

二 委員会の長（国務大臣を除く。）若しくは庁の長又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会の長である内閣総理大臣又は各省大臣を経由して環境大臣に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

2 事業者は、前条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に評価書（同条第一項第二号又は第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。次条及び第三十三条から第三十八条までにおいて同じ。）を、これを要約した書類及び第二十四条の書面（次条において「評価書等」という。）を送付しなければならない。

（評価書の公告及び縦覧）

第二十七条 事業者は、第二十五条第三項の規定による送

一 内閣総理大臣等 環境大臣に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

二 委員会の長（国務大臣を除く。）若しくは庁の長又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

2 事業者は、前条第三項の規定による送付又は通知をしたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に評価書（前条第一項第二号又は同条第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。次条及び第三十三条から第三十八条までにおいて同じ。）を、これを要約した書類（次条において「要約書」という。）及び第二十四条の書面を送付しなければならない。

（評価書の公告及び縦覧）

第二十七条 事業者は、第二十五条第三項の規定による送

付又は通知をしたときは、環境省令で定めるところにより、評価書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、評価書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(都市計画に定められる対象事業等)

第四十条 (略)

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第五条から第三十八条まで(第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十条第一項第三号及び第二項を除く。)の規定の適用については、第五条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「第四十条第一項の対象事業等(第二十八条及び第三十条第一項第一号において「対象事業等」という。)を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号中「氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

付又は通知をしたときは、環境省令で定めるところにより、評価書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書、要約書及び第二十四条の書面を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

(都市計画に定められる対象事業等)

第四十条 (略)

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第五条から第三十八条まで(第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十条第一項第三号及び第二項を除く。)の規定の適用については、第五条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「第四十条第一項の対象事業等(第二十八条及び第三十条第一項第一号において「対象事業等」という。)を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号中「氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」

「とあるのは「名称」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第三号中「対象事業が」とあるのは「都市計画対象事業が」と、同項第四号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第六条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第七条から第十条まで及び第十一条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十二条第一項及び第十四条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項中「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、第十五条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第十六条から第二十条まで及び第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、第二十二條第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定

とあるのは「名称」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第三号中「対象事業が」とあるのは「都市計画対象事業が」と、同項第四号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第六条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第七条から第十条まで及び第十一条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十二条第一項及び第十四条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項中「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、第十五条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第十六条から第二十条まで及び第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、第二十二條第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定

権者」と、「定める者に」とあるのは「定める者（評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意権者及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者）」と、同条第二項中「環境大臣を除く。」とあるのは「環境大臣を除く。」又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、第二十四条中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者」と、「事業者に対し」とあるのは「都市計画決定権者に対し、前条の規定による環境大臣の意見があるときはこれを勘案して」と、「前条の規定による環境大臣の意見があるときは、」とあるのは「第二十二條第一項各号に定める者は都市計画同意権者を經由して意見を述べるとし、当該都市計画同意権者が意見を述べるときは」と、第二十五條第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「を勘案」とあるのは「（都市計画決定権者が国土交通大臣又は地方整備局長若しくは北海道開発局長である場合にあっては、同条の意見及び第二十三條の規定により環境大臣が当該都市計画決定権者に対し述べた意見）を勘案」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項中

める者」とあるのは「定める者（評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意権者及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者）」と、同条第二項中「環境大臣を除く。」とあるのは「環境大臣を除く。」又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、第二十四条中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者」と、「事業者に対し、評価書」とあるのは「都市計画決定権者に対し、前条の規定による環境大臣の意見があるときはこれを勘案して、評価書」と、「前条の規定による環境大臣の意見があるときは、」とあるのは「第二十二條第一項各号に定める者は都市計画同意権者を經由して意見を述べるとし、当該都市計画同意権者が意見を述べるときは」と、第二十五條第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「を勘案」とあるのは「（都市計画決定権者が国土交通大臣又は地方整備局長若しくは北海道開発局長である場合にあっては、同条の意見及び第二十三條の規定により環境大臣が当該都市計画決定権者に対し述べた意見）を勘案」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項中「

「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同条第三項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定める者に対してしなければならない」とあるのは「定める者（評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意権者及び同項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者）に対してしなければならない。この場合において、都市計画決定権者が国土交通大臣若しくは地方整備局長若しくは北海道開発局長又は都道府県であるときは都道府県都市計画審議会の議を、市町村であるときは市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経るものとする」と、第二十六条第一項中「環境大臣を除く。」とあるのは「環境大臣を除く。」又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「及び関係市町村長」とあるのは「、関係市町村長及び第四十条第一項の事業者」と、「同条第一項第二号」とあるのは「前条第一項第二号」と、第二十七条及び

事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同条第三項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定める者に対してしなければならない」とあるのは「定める者（評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意権者及び同項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者）に対してなければならない。この場合において、都市計画決定権者が国土交通大臣若しくは地方整備局長若しくは北海道開発局長又は都道府県であるときは都道府県都市計画審議会の議を、市町村であるときは市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経るものとする」と、第二十六条第一項中「環境大臣を除く。」とあるのは「環境大臣を除く。」又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「及び関係市町村長」とあるのは「、関係市町村長及び第四十条第一項の事業者」と、第二十七条及び第二十八条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、

第二十八条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「修正しよう」とあるのは「修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、第二十九条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「修正しよう」とあるのは「修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、「第四条第一項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第一項」と、同条第二項中「第四条第二項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第二項」と、「同条第三項第一号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号」と、同条第三項中「第四条第三項第二号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第二号」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三十条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象事業等を都市計画に定めない」と、第三十一条第一項中「を行う」とあるのは「が行われる」と、同条第二項及び第三項中「を行った」とあるのは「が行われた」と、同項中「を行い」とあるのは「

同条中「修正しよう」とあるのは「修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、第二十九条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「修正しよう」とあるのは「修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、「第四条第一項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第一項」と、同条第二項中「第四条第二項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第二項」と、「同条第三項第一号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号」と、同条第三項中「第四条第三項第二号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第二号」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三十条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象事業等を都市計画に定めない」と、第三十一条第一項中「を行う」とあるのは「が行われる」と、同条第二項及び第三項中「を行った」とあるのは「が行われた」と、同項中「を行い」とあるのは「が行われ」と、同条第四項中「を行った」とあるのは「が行わ

が行われ」と、同条第四項中「を行った」とあるのは「が行われた」と、「前条第二項」とあるのは「第三十条第二項」と、第三十二条第一項中「を行った」とあるのは「が行われた」とする。

(事業者の協力)

第四十六条 都市計画決定権者は、第二種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第三十九条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続)
第四十八条 (略)

2 第二章第三節から第五章まで(第十四条第一項第四号及び第二項、第二十二條から第二十六條まで、第二十九条並びに第三十条第一項第三号及び第二項を除く。)及び第三十一条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第二章第三節の節名中「環境影

れた」と、「前条第二項」とあるのは「第三十条第二項」と、第三十二条第一項中「を行った」とあるのは「が行われた」とする。

(事業者の協力)

第四十六条 都市計画決定権者は、第二種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第三十九条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続)
第四十八条 (略)

2 第二章第三節から第五章まで(第十四条第一項第四号及び第二項、第二十二條から第二十六條まで、第二十九条並びに第三十条第一項第三号及び第二項を除く。)及び第三十一条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第二章第三節の節名中「環境影

響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十一条の見出し中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「第四十八条第一項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）」と、「前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「第四十八条第一項の対象港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）に定められる第四十七条の港湾開発等（以下「港湾開発等」という。）に係る同条の港湾環境影響評価（以下「港湾環境影響評価」という。）」と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第四項中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）」とあるのは「主務大臣」と、第十二条の見出し中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第二条第二項第

響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十一条の見出し中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「第四十八条第一項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）」と、「前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「第四十八条第一項の対象港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）に定められる第四十七条の港湾開発等（以下「港湾開発等」という。）に係る同条の港湾環境影響評価（以下「港湾環境影響評価」という。）」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第三項中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）」とあるのは「主務大臣」と、第十二条の見出し中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第二項第一号イからワまでに掲げる事業

一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、同条第二項中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十三条中「主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）」とあるのは「主務大臣」と、第四条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価の」とあるのは「港湾環境影響評価の」と、「第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「環境影響評価準備書」とあるのは「港湾環境影響評価準備書」と、同項第一号中「第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「第八条第一項の意見の概要」とあるのは「対象港湾計画の目的及び内容」と、同項第三号中「第十条第一項の都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発

の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、同条第二項中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十三条中「主務大臣（主務大臣が内閣府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）」とあるのは「主務大臣」と、第十四条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「環境影響評価準備書」とあるのは「港湾環境影響評価準備書」と、同項第一号中「第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「第八条第一項の意見の概要」とあるのは「対象港湾計画の目的及び内容」と、同項第三号中「第十条第一項の都道府県知事の意見」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況」と、同項第七号中「環境影響の内容」とあるのは「第四十七条の港湾環境影響（以下「港湾環境影響」という。）の内容」と、「環境影響の総合的な評価」

等が実施されるべき区域及びその周囲の概況」と、同項第七号イ中「環境影響の内容」とあるのは「第四十七条の港湾環境影響（以下「港湾環境影響」という。）の内容」と、同号ニ中「環境影響」とあるのは「港湾環境影響」と、第十五条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第六条第一項の主務省令」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲の地域の基準となるべき事項につき主務大臣が環境大臣に協議して定める主務省令」と、「対象事業に係る環境影響」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響」と、「第八条第一項及び第十條第一項の意見並びに第十二条第一項の規定により行つた環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下」とあるのは「以下」と、第十六条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項及び第三項から第六項まで並びに第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同項中「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、同項第一号中「第五条第一項第二号」

とあるのは「港湾環境影響の総合的な評価」と、第十五条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第六条第一項の主務省令」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲の地域の基準となるべき事項につき主務大臣が環境大臣に協議して定める主務省令」と、「対象事業に係る環境影響」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響」と、「第八条第一項及び第十條第一項の意見並びに第十二条第一項の規定により行つた環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下」とあるのは「以下」と、第十六条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十七条第一項から第四項まで、第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同項中「述べるものとする」とあるのは「述べるものとする。この場合において、当該関係都道府県知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする」と、同条第二項中「第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により」とあるのは「前項の場合において

とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、「同条から」とあるのは「第十一条から」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同項第二号中「第五条第一項第一号又は第十四条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号、第六号又は第八号」と、「次条から第二十七条まで」とあるのは「第二十七条」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同項第三号中「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「当該環境影響評価」とあるのは「当該港湾環境影響評価」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、「以下第二十六条まで、第二十九条」とあるのは「第二十七条」と、「第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、第二十七条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第二十五条第三項の規定による送付又は通知を」とあるのは「第

、」と、「ついで準用する。この場合において、同条第二項中「前条に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十条第二項において準用する前項」と、「前条の書類に記載された意見及び事業者の見解」とあるのは「第十九条の書類に記載された意見及び事業者の見解」と読み替えるものとする」とあるのは「は、同項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び港湾管理者の見解に配慮するものとする」と、第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、同項第一号中「第五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、「同条から」とあるのは「第十一条から」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同項第二号中「第五条第一項第一号又は第十四条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号、第六号又は第八号」と、「次条から第二十七条まで」とあるのは「第二十七条」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同項第三号中「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「対象港湾

第二十一条第二項の規定により評価書を作成」と、「評価書等」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と、第五章の章名中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、第二十八条の見出し中「事業内容」とあるのは「港湾計画の内容」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第七条」とあるのは「第十六条」と、「第五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「第二十一条第一項又は第二十五条第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、「事業に」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等」と、「第五条から」とあるのは「第十一条から」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、第三十条の見出し中「対象事業の廃止」とあるのは「対象港湾計画の決定等の中止」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第七条」とあるのは「第十六条」と、「方法書、準備書」とあるのは「準備書」と、同項第一号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をしない」と、同項第二号中「第五

計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、「以下第二十六条まで、第二十九条」とあるのは「第二十七条」と、「第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、第二十七条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第二十五条第三項の規定による送付又は通知を」とあるのは「第二十一条第二項の規定により評価書を作成」と、「評価書、要約書及び第二十四条の書面」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と、第五章の章名中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、第二十八条の見出し中「事業内容」とあるのは「港湾計画の内容」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第七条」とあるのは「第十六条」と、「第五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「第二十一条第一項又は第二十五条第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、「事業に」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等」と

条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画に」と、第三十一条の見出し中「対象事業の実施」とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、「第二十五条第一項又は第二十八条」とあるのは「又は第二十八条」と、「事業が」とあるのは「港湾計画が」と、「事業を実施」とあるのは「港湾計画。以下この条において同じ。」の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第三項中「第五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「当該事業を実施」とあるのは「当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更を」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

、「第五条から」とあるのは「第十一条から」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、第三十条の見出し中「対象事業の廃止」とあるのは「対象港湾計画の決定等の中止」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第七条」とあるのは「第十六条」と、「方法書、準備書」とあるのは「準備書」と、同項第一号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をしない」と、同項第二号中「第五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画に」と、第三十一条の見出し中「対象事業の実施」とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、「第二十五条第一項又は第二十八条」とあるのは「又は第二十八条」と、「事業が」とあるのは「港湾計画が」と、「事業を実施」とあるのは「港湾計画。以下この条において同じ。」の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、

3

(略)

(地方公共団体との連絡)

第四十九条 事業者等は、この法律の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、関係する地方公共団体と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

(命令の制定とその経過措置)

第五十三条 第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業(新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項

3

(略)

(地方公共団体との連絡)

第四十九条 事業者等は、この法律の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、関係する地方公共団体と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

(命令の制定とその経過措置)

第五十三条 第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業(新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項

第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。）の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類（対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 環境影響評価の項目を記載した書類であつて環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体の長（以下この項において「関係地方公共団体の長」という。）に対する送付、縦覧その他の第三者の意見を聴くための手続及び第七条の二第一項の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第七条及び第七条の二の手続を経た方法書

二 (略)

三 関係地方公共団体の長が第一号に掲げる書類につい

第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。）の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類（対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 環境影響評価の項目を記載した書類であつて環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体の長（以下この項において「関係地方公共団体の長」という。）に対する送付、縦覧その他の第三者の意見を聴くための手続を経たものであると認められるもの 第七条の手続を経た方法書

二 (略)

三 関係地方公共団体の長が第一号に掲げる書類につい

て環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第十条第一項又は第四項の書面

四 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であつて第十六条の公告及び縦覧並びに第十七条第一項の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第十六条及び第十七条の手続を経た準備書

五 (略)

六 関係地方公共団体の長が第四号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第二十条第一項又は第四項の書面

七 九 (略)

2・3 (略)

4 前三項(第一項第一号から第三号まで及び第八号を除く。)の規定は、第四十八条第一項の規定に基づく政令の制定又は改廃により新たに同項の対象港湾計画となつた港湾計画について準用する。この場合において、第一項中「第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業(新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号(第三十九条第二項の規定により読み替えて適用され

て環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第十条第一項の書面

四 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であつて第十六条の公告及び縦覧並びに第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第十六条及び第十七条の手続を経た準備書

五 (略)

六 関係地方公共団体の長が第四号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第二十条第一項の書面

七 九 (略)

2・3 (略)

4 前三項(第一項第一号から第三号まで及び第八号を除く。)の規定は、第四十八条第一項の規定に基づく政令の制定又は改廃により新たに同項の対象港湾計画となつた港湾計画について準用する。この場合において、第一項中「第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業(新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号(第三十九条第二項の規定により読み替えて適用され

る場合を含む。)の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。)があるもの(以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。)」とあるのは「第四十八条第一項の政令(以下この条において「対象港湾計画政令」という。)」と、「当該新規対象事業等」とあるのは「第四項に規定する港湾計画」と、「対象事業等政令の施行」とあるのは「対象港湾計画政令の施行」と、同項第四号中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「第十六条の公告」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十六条の公告」と、「第十七条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十七条第一項」と、「第十六条及び第十七条の手續を経た準備書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十六条及び第十七条の手續を経た第四十八条第二項において準用する第十四条の港湾環境影響評価準備書」と、同項第五号中「第九条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十九条」と、同項第六号中「第二十条第一項又は第四項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十条第一項又は第四項」と、同項第七号中「第二十一条第二項の評価書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十一条第二項の港湾環境影響評価書」

る場合を含む。)の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。)があるもの(以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。)」とあるのは「第四十八条第一項の政令(以下この条において「対象港湾計画政令」という。)」と、「当該新規対象事業等」とあるのは「第四項に規定する港湾計画」と、「対象事業等政令の施行」とあるのは「対象港湾計画政令の施行」と、同項第四号中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「第十六条の公告」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十六条の公告」と、「第十七条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十七条第一項」と、「第十六条及び第十七条の手續を経た準備書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十六条及び第十七条の手續を経た第四十八条第二項において準用する第十四条の港湾環境影響評価準備書」と、同項第五号中「第九条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十九条」と、同項第六号中「第二十条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十条第一項」と、同項第七号中「第二十一条第二項の評価書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十一条第二項の港湾環境影響評価書」と、同項第九号中「第

と、同項第九号中「第二十七条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十七条」と、「評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、第二項中「環境大臣（第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等にあつては、国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣）」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

第二十七条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十七条」と、「評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、第二項中「環境大臣（第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等にあつては、国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣）」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

環境影響評価法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 (第二条関係)
 ○ 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 方法書の作成前の手続</p> <p> 第一節 配慮書(第三条の二―第三条の九)</p> <p> 第二節 第二種事業に係る判定(第四条)</p> <p>第三章 方法書(第五条―第十条)</p> <p>第四章 環境影響評価の実施等(第十一条―第十三条)</p> <p>第五章 準備書(第十四条―第二十条)</p> <p>第六章 評価書</p> <p> 第一節 評価書の作成等(第二十一条―第二十四条)</p> <p> 第二節 評価書の補正等(第二十五条―第二十七条)</p> <p>第七章 対象事業の内容の修正等(第二十八条―第三十条)</p> <p>第八章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第三十一条―第三十八条の五)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章 準備書の作成前の手続</p> <p> 第一節 第二種事業に係る判定(第四条)</p> <p> 第二節 方法書の作成等(第五条―第十条)</p> <p> 第三節 環境影響評価の実施等(第十一条―第十三条)</p> <p>第三章 準備書(第十四条―第二十条)</p> <p>第四章 評価書</p> <p> 第一節 評価書の作成等(第二十一条―第二十四条)</p> <p> 第二節 評価書の補正等(第二十五条―第二十七条)</p> <p>第五章 対象事業の内容の修正等(第二十八条―第三十条)</p> <p>第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第三十一条―第三十八条)</p>

第九章 環境影響評価その他の手続の特例等

第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特

例（第三十八条の六―第四十六条）

第二節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続（

第四十七条・第四十八条）

第十章 雑則（第四十九条―第六十二条）

附則

第二章 方法書の作成前の手続

第一節 配慮書

（計画段階配慮事項についての検討）

第三条の二 第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域を選定するに当たっては、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）

第七章 環境影響評価その他の手続の特例等

第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特

例（第三十九条―第四十六条）

第二節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続（

第四十七条・第四十八条）

第八章 雑則（第四十九条―第六十二条）

附則

第二章 準備書の作成前の手続

第一節 第二種事業に係る判定

における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

2 前項の主務省令は、計画段階配慮事項についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針並びに関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるための措置に関する指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（基本的事項の公表）

第三条の三 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、前条第二項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

（配慮書の作成等）

第三条の四 第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に

掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第一種事業の目的及び内容

三 事業実施想定区域及びその周囲の概況

四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

五 その他環境省令で定める事項

2 相互に関連する二以上の第一種事業を実施しようとする場合は、当該第一種事業を実施しようとする者は、これらの第一種事業について、併せて配慮書を作成することができ。

（配慮書の送付等）

第三条の五 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、環境省令で定めるところにより、これを主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

2 主務大臣（環境大臣を除く。）は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該配慮書の写しを送付

して意見を求めなければならない。

（環境大臣の意見）

第三条の六 環境大臣は、前条第二項の規定により意見を求められたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、主務大臣（環境大臣を除く。）に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

（主務大臣の意見）

第三条の七 主務大臣は、第三条の五第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

（第一種事業の廃止等）

第三条の八 第一種事業を実施しようとする者は、第三条の五第一項の規定による公表を行ってから第七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれ

かに該当することとなった場合には、配慮書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知するとともに、環境省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第一種事業を実施しないこととしたとき。

二 第三条の四第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 第一種事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第

一種事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

(第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討)

第三条の九 第二種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関(地

方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。)は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域を選定するに当たつて、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を主務大臣に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業を実施しようとする者とみなし、第三条の二から前条までの規定を適用する。

第二節 第二種事業に係る判定

第四条 第二種事業を実施しようとする者は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、その氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実

第四条 第二種事業を実施しようとする者(国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。)は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令

施されるべき区域その他第二種事業の概要（以下この項において「氏名等」という。）を次の各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により届け出なければならぬ。この場合において、第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣に届け出ることによって、氏名等を記載した書面を作成するものとする。

一〇五（略）

二〇一〇（略）

第三章 方法書

（方法書の作成）

第五条 事業者は、配慮書を作成しているときは配慮書の内容を踏まえるとともに、第三条の七の意見が述べられたときはこれを勘案して、対象事業の内容に検討を加え、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測

で定めるところにより、その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要（以下この項において「氏名等」という。）を次の各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により届け出なければならぬ。この場合において、第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣に届け出ることによって、氏名等を記載した書面を作成するものとする。

一〇五（略）

二〇一〇（略）

第二節 方法書の作成等

（方法書の作成）

第五条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項

及び評価に係るものに限る。) について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項(配慮書を作成していない場合においては、第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を除く。)を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

一 三 (略)

四 第三条の四第一項第四号に掲げる事項

五 第三条の七の主務大臣の意見

六 前号の意見についての事業者の見解

七 (略)

八 対象事業の内容及び第三号に掲げる事項の検討に当たって、配慮書の内容及び第五号に掲げる事項を踏まえ環境の保全の観点から配慮した事項

九 その他環境省令で定める事項

2 (略)

(方法書についての都道府県知事等の意見)

第十条 (略)

第四章 環境影響評価の実施等

を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

一 三 (略)

四 (略)

2 (略)

(方法書についての都道府県知事等の意見)

第十条 (略)

第三節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 事業者は、前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五条第一項第七号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 3 4 (略)

第五章 準備書

(準備書の作成)

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 事業者は、前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 3 4 (略)

第三章 準備書

(準備書の作成)

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない

い。

一 第五条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項

二〇八 (略)

九 その他環境省令で定める事項

2 (略)

第六章 評価書

第七章 対象事業の内容の修正等

第八章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(環境保全措置等の報告等)

第三十八条の二 第二十七条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者）は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、第十四条第一項第七号ロに掲げる措置（回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであるため）について、その効果が確実でないものとして環境省令で定め

い。

一 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二〇八 (略)

2 (略)

第四章 評価書

第五章 対象事業の内容の修正等

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続

るものに限る。）、同号ハに掲げる措置及び同号ハに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であつて、当該事業の実施において講じたものに係る報告書（以下「報告書」という。）を作成しななければならない。

2 前項の主務省令は、報告書の作成に関する指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

3 環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

（報告書の送付及び公表）

第三十八条の三 前条第一項に規定する事業者は、報告書を作成したときは、環境省令で定めるところにより、第二十二条第一項の規定により評価書の送付を受けた者にこれを送付するとともに、これを公表しなければならぬ。

2 第二十二条第二項の規定は、前項の規定により同条第一項各号に定める者（環境大臣を除く。）が報告書の送

付を受けた場合について準用する。

（環境大臣の意見）

第三十八条の四 環境大臣は、前条第二項において準用する第二十二条第二項各号に定める措置がとられたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、同項各号に掲げる者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、同項第二号に掲げる者に対する意見は、同号に規定する内閣総理大臣又は各省大臣を経由して述べるものとする。

（免許等を行う者等の意見）

第三十八条の五 第二十二条第一項各号に定める者は、第三十八条の三第一項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第三十八条の二に規定する事業者に対し、報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

第九章 環境影響評価その他の手続の特例

第七章 環境影響評価その他の手続の特例

第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

（都市計画に定められる第一種事業等又は第二種事業等）

第三十八条の六 第一種事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業又は第一種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業については、第三条の二から第三条の八までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続及び第五条から第三十八条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、第三項、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条、第四十四条第一項、第二項及び第五項から第七項まで並びに第四十六条に定めるところにより、同法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二條第一項の場合にあつては、

第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一條第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第一種事業を実施しようとする者に代わるものとして、当該第一種事業又は第一種事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第三条の四第二項、第三条の八第一項第三号及び第二項、第五条第二項、第十四條第二項並びに第三十條第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

2

第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第二章第一節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、次項並びに第四十四條第三項及び第四項に定めるところ

により、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うことができる。この場合において、第三条の九第二項の規定により適用される第三条の四第二項並びに第三条の八第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

3

第一項又は前項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第二章第一節（第三条の四第二項並びに第三条の八第一項第三号及び第二項を除く。）の規定の適用については、第三条の二第一項中「第一種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業」とあるのは「第三十八条の六第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第一種事業又は第一種事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業（以下「都市計画第一種事業」という。）」と、第三条の四第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第二号中「第一種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と

、第三条の五第一項、第三条の七及び第三条の八第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「第一種事業を実施しない」とあるのは「都市計画第一種事業を都市計画に定めない」と、第三条の九第一項中「第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるのは「第三十八条の六第二項に規定する都市計画決定権者（以下この条において「第二種事業都市計画決定権者」という。）」と、「当該第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「当該第二種事業都市計画決定権者」と、同条第二項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「第二種事業都市計画決定権者」と、「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「第三条の二から前条までの規定を適用する」とあるのは「第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の二から第三条の八までの規定を適用する。この場合において第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の二第一項中「第一種事業又は第一種事業に係る施設」とあるのは「第四十条第一項に規定する第二

種事業等」と、「第一種事業（）」とあるのは「第二種事業（）」と、「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の四第一項第二号中「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」とする」とする。

第三十九条 第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第四条第一項の規定による届出（同項後段の規定による書面の作成を含む。次項において同じ。）は、次項から第四項までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

（都市計画に定められる第二種事業等）

第三十九条 第二種事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第四条第一項の規定による届出（同項後段の規定による書面の作成を含む。次項において同じ。）は、次項に定めるところにより、同法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二条第一項の場

2

前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者は」とあるのは「都市計画決定権者は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとするときは」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者（当該都市計画が都市計画

2

合にあっては、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合）にあっては、当該地方整備局長又は北海道開発局長（又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一條第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあっては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるのは「第三十九條第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主

法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第二項の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあつては、都市計画同意を行う国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十九条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（以下「都市計画同意権者」という。）及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者」と、第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十

たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者（当該都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第二項の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあつては、都市計画同意を行う国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十九条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（以下「都市計画同意権者」という。）及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者）」と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは

九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事）」とあるのは「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者）」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者のすべてにより第三項第二号」と、「第二十九条第二項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項」と、「とられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは

「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事）」とあるのは「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者）」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者のすべてにより第三項第二号」と、「第二十九条第二項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項」と、「とられ

「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは「届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあつてはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

るまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは「届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあつてはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「

3 前項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号の措置がとられた第二種事業（前項の規定により読み替えて適用される同条第四項及び次条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項において準用する第四条第三項第二号の措置がとられたものを除く。）について第二種事業を実施しようとする者が作成した配慮書があるときは、当該第二種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。

4 前項の場合において、配慮書を送付する前に第二種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該第二種事業を実施しようとする者に対して行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第四十条 第二種事業（対象事業であるものに限る。以下この項及び第四十四条第三項において同じ。）が市街地

が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

（都市計画に定められる対象事業等）

第四十条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象

開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第五条から第三十八条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項、第四十一条、第四十三条、第四十四条第三項及び第四項並びに第四十六条に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業に係る事業者に代わるものとして、当該第二種事業又は第二種事業に係る施設（以下「第二種事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十条第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

2 第三十八条の六第一項又は前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第五条から第三十八条まで（第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十条第一項第三号及び第二項を除く。）の規定の適用については、第五条第一項中「事業者は」とあるのは「都市計画決定権者は」と、「対象事業の内容」とあるのは「第三十八条の六第一項の第一種事業若しくは第一種事業に係る施設又は第四十条第一項の第

事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第五条から第三十八条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項、次条、第四十三条、第四十四条及び第四十六条に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十条第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第五条から第三十八条まで（第五条第二項、第十四条第二項並びに第三十条第一項第三号及び第二項を除く。）の規定の適用については、第五条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「第四十条第一項の対象事業等（第二十八条及び第三十条第一項第一号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定

二種事業等（第二十八条及び第三十条第一項第一号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業又は第二種事業（以下「都市計画対象事業」という。）の内容」と、「対象事業に」とあるのは「都市計画対象事業に」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号中「事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第三号中「対象事業が」とあるのは「都市計画対象事業が」と、同項第六号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第六条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第七条から第十条まで及び第十一条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十二条第一項及び第十四条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項中「主務省令」とある

により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号中「氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、同項第二号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第三号中「対象事業が」とあるのは「都市計画対象事業が」と、同項第四号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第六条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第七条から第十条まで及び第十一条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十二条第一項及び第十四条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、第十五条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第十六条から第二十条まで及び第二十一条第一項中「事業者」と

のは「主務省令・国土交通省令」と、第十五条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第十六条から第二十条まで及び第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、第二十二条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定める者に」とあるのは「定める者（評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意権者及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者）」に」と、同条第二項中「環境大臣を除く。」とあるのは「環境大臣を除く。」又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、第二十四条中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者」と、「事業者に対し」とあるのは「都市計画決定権者に対し、前条の規定による環境大臣の意見があるときはこれを勘案して」と、「前条の規定による環境大臣の意見があるときは、」とあるのは「第二十二条第一項各号に定め

あるのは「都市計画決定権者」と、同項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、第二十二条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「定める者に」とあるのは「定める者（評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するものである場合にあっては、都市計画同意権者及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者）」に」と、同条第二項中「環境大臣を除く。」とあるのは「環境大臣を除く。」又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、第二十四条中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者」と、「事業者に対し」とあるのは「都市計画決定権者に対し、前条の規定による環境大臣の意見があるときはこれを勘案して」と、「前条の規定による環境大臣の意見があるときは、」とあるのは「第二十二条第一項各号に定める者は都市計画同意権者を経由して意見を述べるとし、当該都市計画同意権者が意見を述べるときは」と、第二十五条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「を勘案」とあるのは「（都市計

る者は都市計画同意権者を經由して意見を述べるものと
し、当該都市計画同意権者が意見を述べるときは」と、
第二十五条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決
定権者」と、「を勘案」とあるのは「（都市計画決定権
者が国土交通大臣又は地方整備局長若しくは北海道開発
局長である場合にあつては、同条の意見及び第二十三条
の規定により環境大臣が当該都市計画決定権者に対し述
べた意見）を勘案」と、同項第三号中「対象事業」とあ
るのは「都市計画対象事業」と、同条第二項中「事業者
」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務省令」と
あるのは「主務省令・国土交通省令」と、同条第三項中
「事業者」あるのは「都市計画決定権者」と、「定める者
者に対してしなければならない」とあるのは「定める者
（評価書に係る都市計画が都市計画同意を要するもので
ある場合にあつては、都市計画同意権者及び同項各号に
掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者）に対し
てしなければならない。この場合において、都市計画決
定権者が国土交通大臣若しくは地方整備局長若しくは北
海道開発局長又は都道府県であるときは都道府県都市計
画審議会の議を、市町村であるときは市町村都市計画審
議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれてい
ないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都

画決定権者が国土交通大臣又は地方整備局長若しくは北
海道開発局長である場合にあつては、同条の意見及び第
二十三条の規定により環境大臣が当該都市計画決定権者
に対し述べた意見）を勘案」と、同項第三号中「対象事
業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第二項中
「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「主務
省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同条
第三項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と
、「定める者に対してしなければならない」とあるのは
「定める者（評価書に係る都市計画が都市計画同意を要
するものである場合にあつては、都市計画同意権者及び
同項各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める
者）に対してしなければならない。この場合において、
都市計画決定権者が国土交通大臣若しくは地方整備局長
若しくは北海道開発局長又は都道府県であるときは都道
府県都市計画審議会の議を、市町村であるときは市町村
都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が
置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の
都道府県都市計画審議会）の議を経るものとする」と、
第二十六条第一項中「環境大臣を除く。」とあるのは
「環境大臣を除く。）又は都市計画同意権者若しくは都
市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者

市計画審議会)の議を経るものとする」と、第二十六条第一項中「環境大臣を除く。」とあるのは「環境大臣を除く。」又は都市計画同意権者若しくは都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者」と、「受けた」とあるのは「受け、又はした」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「及び関係市町村長」とあるのは「、関係市町村長及び第三十条の六第一項の第一種事業を実施しようとする者又は第四十条第一項の事業者」と、「同条第一項第二号」とあるのは「前条第一項第二号」と、第二十七条及び第二十八条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「修正しよう」とあるのは「修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、第二十九条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「修正しよう」とあるのは「修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、「第四条第一項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第一項」と、同条第二項中「第四条第二項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第二項」と、「同条第三項第一号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により

読み替えて適用される第四条第二項」とあるのは「受け、又はした」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「及び関係市町村長」とあるのは「、関係市町村長及び第四十条第一項の事業者」と、「同条第一項第二号」とあるのは「前条第一項第二号」と、第二十七条及び第二十八条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「修正しよう」とあるのは「修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、第二十九条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「修正しよう」とあるのは「修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、「第四条第一項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第一項」と、同条第二項中「第四条第二項」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第二項」と、同条第三項中「第四条第三項第二号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第一号」と、同条第三項第二号」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三十条第一項中「事業者」とあるのは「都

読み替えて適用される第四条第三項第一号」と、同条第三項中「第四条第三項第二号」とあるのは「第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される第四条第三項第二号」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第三十条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第一号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象事業等を都市計画に定めない」と、第三十一条第一項中「を行う」とあるのは「が行われる」と、同条第二項及び第三項中「を行った」とあるのは「が行われた」と、同項中「を行い」とあるのは「が行われ」と、同条第四項中「を行った」とあるのは「が行われた」と、「前条第二項」とあるのは「第三十条第二項」と、第三十二条第一項中「を行った」とあるのは「が行われた」とする。

(都市計画対象事業の環境保全措置等の報告等)

第四十条の二 前条第二項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第三十条の二から第三十八条の五までの規定の適用については、第三十八条の二第一項中「第二十七条の規定による公告を行った事業者(当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継

市計画決定権者」と、同項第一号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象事業等を都市計画に定めない」と、第三十一条第一項中「を行う」とあるのは「が行われる」と、同条第二項及び第三項中「を行った」とあるのは「が行われた」と、同項中「を行い」とあるのは「が行われ」と、同条第四項中「を行った」とあるのは「が行われた」と、「前条第二項」とあるのは「第三十条第二項」と、第三十二条第一項中「を行った」とあるのは「が行われた」とする。

いだ者）」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十六条第二項に規定する評価書等の送付を受けた第三十八条の六第一項の第一種事業を実施しようとする者又は第四十条第一項の事業者（これらの者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者。以下「都市計画事業者」という。）」と、第三十八条の三第一項中「前条第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、第三十八条の五中「第三十八条の二第一項に規定する事業者」とあるのは「都市計画事業者」とする。

（都市計画に係る手続との調整）

第四十一条 第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第十六条又は第二十七条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

（都市計画に係る手続との調整）

第四十一条 前条第二項の規定により読み替えて適用される第十六条又は第二十七条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

2

都市計画決定権者（国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長。次項において同じ。）を除く。）は、第四十條第二項の規定により読み替えて適用される第十六條の規定により準備書及び同條の要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第十七條第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、第四十條第二項の規定により読み替えて適用される第二十七條の規定により同條に規定する評価書、要約書及び第二十四條の書面を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての同法第二十條第二項（同法第二十一條第二項において準用する場合を含む。）に規定する同法第十四條第一項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

3

対象事業に係る都市計画を定める国土交通大臣は、第四十條第二項の規定により読み替えて適用される第十六條の規定により準備書及び同條の要約書を縦覧に供する場合には、国土交通大臣が定める都市計画についての都市計画法第十七條第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、第四十條第二項の規定により読み替えて適用さ

2

都市計画決定権者（国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長。次項において同じ。）を除く。）は、前條第二項の規定により読み替えて適用される第十六條の規定により準備書及び同條の要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第十七條第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、前條第二項の規定により読み替えて適用される第二十七條の規定により同條に規定する評価書、要約書及び第二十四條の書面を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての同法第二十條第二項（同法第二十一條第二項において準用する場合を含む。）に規定する同法第十四條第一項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

3

対象事業に係る都市計画を定める国土交通大臣は、前條第二項の規定により読み替えて適用される第十六條の規定により準備書及び同條の要約書を縦覧に供する場合には、国土交通大臣が定める都市計画についての都市計画法第十七條第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、前條第二項の規定により読み替えて適用される第二十

れる第二十七条の規定により同条に規定する評価書、要約書及び第二十四条の書面を縦覧に供する場合には、当該評価書、要約書及び同条の書面を都道府県知事に送付し、当該都道府県知事に、国土交通大臣が定める都市計画についての同法第二十条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する同法第十四条第一項の図書の写しと併せてこれらを縦覧に供させるものとする。

4 (略)

5 都市計画決定権者は、第四十条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合には、同条第二項の規定により読み替えて適用される第二十五条第三項の規定による都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会への付議を、都市計画法第十八条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による都道府県都市計画審議会への付議又は同法第十九条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村都市計画審議会若しくは都道府県都市計画審議会への付議と併せて行うものとする。

七条の規定により同条に規定する評価書、要約書及び第二十四条の書面を縦覧に供する場合には、当該評価書、要約書及び同条の書面を都道府県知事に送付し、当該都道府県知事に、国土交通大臣が定める都市計画についての同法第二十条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する同法第十四条第一項の図書の写しと併せてこれらを縦覧に供させるものとする。

4 (略)

5 都市計画決定権者は、前条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合には、同条第二項の規定により読み替えて適用される第二十五条第三項の規定による都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会への付議を、都市計画法第十八条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による都道府県都市計画審議会への付議又は同法第十九条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村都市計画審議会若しくは都道府県都市計画審議会への付議と併せて行うものとする。

(事業者等の行う環境影響評価との調整)

第四十四条 第一種事業を実施しようとする者が第三条の

五第一項の規定による公表を行ってから第七条の規定による公告を行うまでの間において、当該公表に係る第一種事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第一種事業を実施しようとする者及び配慮書又は方法書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、第一種事業を実施しようとする者は、当該第一種事業に係る方法書を作成していない場合にあつては当該配慮書及び第三条の七の書面を、方法書を既に作成している場合にあつては当該方法書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第一種事業については、第三十八条の六第一項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書及び第三条の七の書面又は当該方法書の送付を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第一種事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第四十四条

3

第二種事業に係る事業者が第五条の規定により方法書を作成してから第七条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る第二種事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該事業者、配慮書の送付を当該事業者から受けた者（当該事業者が第三条の五第一項の規定により配慮書を送付している場合に限る。）並びに第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受理した者及び同条第二項の都道府県知事（事業者が既に第六条第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者並びに第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受理した者及び当該方法書の送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第四十条第一項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

4

（略）

5 事業者が第七条の規定による公告を行ってから第十六条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市

2

（略）

事業者が第五条の規定により方法書を作成してから第七条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る対象事業が第一種事業である場合にあつては事業者（事業者が既に第六条第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）に、第二種事業である場合にあつては事業者並びに第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受理した者及び同条第二項の都道府県知事（事業者が既に第六条第一項の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者並びに第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受理した者及び当該方法書の送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第四十条第一項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

3

事業者が第七条の規定による公告を行ってから第十六条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市

計画決定権者が事業者及び配慮書、方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者（これらの公告に係る対象事業が第二種事業である場合にあつては、これらの者及び第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受理した者）にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第三十八条の六第一項又は第四十条第一項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

6| 第四項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

7| 事業者が第十六条の規定による公告を行つてから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、第五項の都市計画につき都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き第五章及び第六章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第四十条第一項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、第二十七条の規定による公告を行つた後、速やかに

計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者（これらの公告に係る対象事業が第二種事業である場合にあつては、これらの者及び第四条第一項の規定による届出を当該事業者から受理した者）にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第四十条第一項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4| 第二項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5| 事業者が第十六条の規定による公告を行つてから第二十七条の規定による公告を行うまでの間において、第三項の都市計画につき都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き第三章及び第四章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第四十条第一項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、第二十七条の規定による公告を行つた後、速やかに

、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書（次条において「評価書」という。）を送付しなければならない。

（事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例）

第四十五条 前条第七項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに都市計画同意を要する場合には、都市計画同意権者に当該評価書を送付しなければならない。

2 前項の都市計画について都市計画法第十八条（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む、同法第十八条第一項及び第二項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同法第十九条第一項から第四項まで（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む、同法第十九条第三項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）にあつては同法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む、同法第十九条第四項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用され

、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書（次条において「評価書」という。）を送付しなければならない。

（事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例）

第四十五条 前条第五項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに都市計画同意を要する場合には、都市計画同意権者に当該評価書を送付しなければならない。

2 前項の都市計画について都市計画法第十八条（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む、同法第十八条第一項及び第二項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同法第十九条第一項から第四項まで（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む、同法第十九条第三項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）にあつては同法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む、同法第十九条第四項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用され

る場合を含む。)の規定が適用される場合には、第四十二條第二項の規定は都市計画決定権者が前條第七項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、第四十二條第三項の規定は当該都市計画について都市計画同意権者が都市計画同意を行う場合について準用する。この場合において、同條第二項中「第四十二條第二項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「第四十四條第七項の規定により送付を受けた」と、同條第三項中「前項の都市計画」とあるのは「第四十五條第一項の都市計画」と、「記載事項及び第四十二條第二項の規定により読み替えて適用される第二十四條の書面」とあるのは「記載事項」と読み替えるものとする。

(事業者の協力)

第四十六條 都市計画決定権者は、第二種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第三十八條の六から第四十一條まで、第四十三條及び第四十四條に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 (略)

る場合を含む。)の規定が適用される場合には、第四十二條第二項の規定は都市計画決定権者が前條第五項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、第四十二條第三項の規定は当該都市計画について都市計画同意権者が都市計画同意を行う場合について準用する。この場合において、同條第二項中「第四十二條第二項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「第四十四條第五項の規定により送付を受けた」と、同條第三項中「前項の都市計画」とあるのは「第四十五條第一項の都市計画」と、「記載事項及び第四十二條第二項の規定により読み替えて適用される第二十四條の書面」とあるのは「記載事項」と読み替えるものとする。

(事業者の協力)

第四十六條 都市計画決定権者は、第二種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第三十九條から第四十一條まで、第四十三條及び第四十四條に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 (略)

第二節 港灣計画に係る環境影響評価その他の手

続

(港灣計画に係る港灣環境影響評価その他の手続)

第四十八条 (略)

2 第四章から第七章まで(第十四条第一項第四号及び第二項、第二十二條から第二十六條まで、第二十九條並びに第三十條第一項第三号及び第二項を除く。)及び第三十一條第一項から第三項までの規定は、前項の規定による港灣環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第四章の章名中「環境影響評価」とあるのは「港灣環境影響評価」と、第十一条の見出し中「環境影響評価」とあるのは「港灣環境影響評価」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「第四十八條第一項の港灣管理者(以下「港灣管理者」という。)」と、「前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第七号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「第四十八條第一項の対象

第二節 港灣計画に係る環境影響評価その他の手

続

(港灣計画に係る港灣環境影響評価その他の手続)

第四十八条 (略)

2 第二章第三節から第五章まで(第十四条第一項第四号及び第二項、第二十二條から第二十六條まで、第二十九條並びに第三十條第一項第三号及び第二項を除く。)及び第三十一條第一項から第三項までの規定は、前項の規定による港灣環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第二章第三節の節名中「環境影響評価」とあるのは「港灣環境影響評価」と、第十一条の見出し中「環境影響評価」とあるのは「港灣環境影響評価」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「第四十八條第一項の港灣管理者(以下「港灣管理者」という。)」と、「前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「第四十八條

港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）に定められる第四十七条の港湾開発等（以下「港湾開発等」という。）に係る同条の港湾環境影響評価（以下「港湾環境影響評価」という。）と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第四項中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）」とあるのは「主務大臣」と、第十二条の見出し中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、同条第二項中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十三条中「主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）」とあるのは「主務大臣」と、第十四条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価を」とあるのは「港湾環境影響評価を」と

第一項の対象港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）に定められる第四十七条の港湾開発等（以下「港湾開発等」という。）に係る同条の港湾環境影響評価（以下「港湾環境影響評価」という。）と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第四項中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）」とあるのは「主務大臣」と、第十二条の見出し中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、同条第二項中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十三条中「主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）」とあるのは「主務大臣」と、第十四条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、「環境影響評価を」とあるのは「港湾環

「と、「環境影響評価の」とあるのは「港湾環境影響評価の」と、「第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「環境影響評価準備書」とあるのは「港湾環境影響評価準備書」と、同項第一号中「第五条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「第八条第一項の意見の概要」とあるのは「対象港湾計画の目的及び内容」と、同項第三号中「第十条第一項の都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況」と、同項第七号イ中「環境影響の内容」とあるのは「第四十七条の港湾環境影響（以下「港湾環境影響」という。）の内容」と、同号ニ中「環境影響」とあるのは「港湾環境影響」と、第十五条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第六条第一項の主務省令」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲の地域の基準となるべき事項につき主務大臣が環境大臣に協議して定める主務省令」と、「対象事業に係る環

境影響評価を」と、「環境影響評価の」とあるのは「港湾環境影響評価の」と、「第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、「環境影響評価準備書」とあるのは「港湾環境影響評価準備書」と、同項第一号中「第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第二号中「第八条第一項の意見の概要」とあるのは「対象港湾計画の目的及び内容」と、同項第三号中「第十条第一項の都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況」と、同項第七号イ中「環境影響の内容」とあるのは「第四十七条の港湾環境影響（以下「港湾環境影響」という。）の内容」と、同号ニ中「環境影響」とあるのは「港湾環境影響」と、第十五条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第六条第一項の主務省令」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲の地域の基準となるべき事項につき主務大臣が環境大臣に協議して定める主務省令」と、「対象事業に係る

環境影響」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響」と、「第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条第一項の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下」とあるのは「以下」と、「第十六条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項及び第三項から第六項まで並びに第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同項中「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、同項第一号中「第五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、「同条から」とあるのは「第十一条から」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同項第二号中「第五条第一項第一号又は第十四条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号、第六号又は第八号」と、「次条から第二十七条まで」とあるのは「第二十七条」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同項第三号中「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは

環境影響」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響」と、「第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条第一項の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下」とあるのは「以下」と、「第十六条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項及び第三項から第六項まで並びに第二十一条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同項中「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、同項第一号中「第五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、「同条から」とあるのは「第十一条から」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同項第二号中「第五条第一項第一号又は第十四条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号、第六号又は第八号」と、「次条から第二十七条まで」とあるのは「第二十七条」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同項第三号中「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは

「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、「以下第二十六条まで、第二十九条」とあるのは「第二十七条」と、「第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、第二十七条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第二十五条第三項の規定による送付又は通知を」とあるのは「第二十一条第二項の規定により評価書を作成」と、「評価書等」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と、第七章の章名中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、第二十八条の見出し中「事業内容」とあるのは「港湾計画の内容」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第七条」とあるのは「第十六条」と、「第五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「第二十一条第一項又は第二十五条第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、「事業に」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等に」と、「第五条から

は「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「環境影響評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、「以下第二十六条まで、第二十九条」とあるのは「第二十七条」と、「第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令」とあるのは「主務省令」と、第二十七条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第二十五条第三項の規定による送付又は通知を」とあるのは「第二十一条第二項の規定により評価書を作成」と、「評価書等」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類」と、第五章の章名中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、第二十八条の見出し中「事業内容」とあるのは「港湾計画の内容」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第七条」とあるのは「第十六条」と、「第五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「第二十一条第一項又は第二十五条第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、「事業に」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等に」と、「第五条から

とあるのは「第十一条から」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、第三十条の見出し中「対象事業の廃止」とあるのは「対象港湾計画の決定等の中止」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第七条」とあるのは「第十六条」と、「方法書、準備書」とあるのは「準備書」と、同項第一号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をしない」と、同項第二号中「第五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画に」と、第三十一条の見出し中「対象事業の実施」とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、「第二十五条第一項又は第二十八条」とあるのは「又は第二十八条」と、「事業が」とあるのは「港湾計画が」と、「事業」を実施」とあるのは「港湾計画。以下この条において同じ。」の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第五条第一項第

一」とあるのは「第十一条から」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、第三十条の見出し中「対象事業の廃止」とあるのは「対象港湾計画の決定等の中止」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第七条」とあるのは「第十六条」と、「方法書、準備書」とあるのは「準備書」と、同項第一号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をしない」と、同項第二号中「第五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画に」と、第三十一条の見出し中「対象事業の実施」とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更」と、同条第一項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、「第二十五条第一項又は第二十八条」とあるのは「又は第二十八条」と、「事業が」とあるのは「港湾計画が」と、「事業」を実施」とあるのは「港湾計画。以下この条において同じ。」の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第五条第一項

二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第三項中「第五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「当該事業を実施」とあるのは「当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更を」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

3 (略)

第十章 雑則

(適用除外等)

第五十二条 (略)

2 第二章から前章までの規定は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条

第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第三項中「第五条第一項第二号」とあるのは「第十四条第一項第二号」と、「当該事業を実施」とあるのは「当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更を」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

3 (略)

第八章 雑則

(適用除外等)

第五十二条 (略)

2 第二章から第七章までの規定は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五

第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。

(命令の制定とその経過措置)

第五十三条 第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業(新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号(第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。)があるもの(以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。)

の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十六条に規定する行政指導(地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。))その他の措置(以下「行政指導等」という。)の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類(対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。)があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域の選定に当たつて、一又は

二以上の事業実施想定区域における当該事業に係る環

条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業については、適用しない。

(命令の制定とその経過措置)

第五十三条 第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業(新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号(第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。)があるもの(以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。)

の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十六条に規定する行政指導(地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。))その他の措置(以下「行政指導等」という。)の定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類(対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。)があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果を記載した書類であつて関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるための手続を経たと認められるもの 第三条の四第一項の配慮書

二 主務大臣が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類
第三条の七の書面

三・四 (略)

五 関係地方公共団体の長が第三号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第十条第一項又は第四項の書面

六・七 (略)

八 関係地方公共団体の長が第六号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第二十条第一項又は第四項の書面

九 前号の意見が述べられた後に第六号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第二十一条第二項の評価書

十 関係する行政機関の意見が述べられる機会が設けられており、かつ、その意見を勘案して第六号又は前号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載し

一・二 (略)

三 関係地方公共団体の長が第一号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第十条第一項又は第四項の書面

四・五 (略)

六 関係地方公共団体の長が第四号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第二十条第一項又は第四項の書面

七 前号の意見が述べられた後に第四号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第二十一条第二項の評価書

八 関係する行政機関の意見が述べられる機会が設けられており、かつ、その意見を勘案して第四号又は前号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載し

たものであると認められる書類 第二十六条第二項の
評価書

十一 (略)

2・3 (略)

4 前三項（第一項第一号から第五号まで及び第十号を除く。）の規定は、第四十八条第一項の規定に基づく政令の制定又は改廃により新たに同項の対象港湾計画となつた港湾計画について準用する。この場合において、第一項中「第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。）」とあるのは「第四十八条第一項の政令（以下この条において「対象港湾計画政令」という。）」と、「当該新規対象事業等」とあるのは「第四項に規定する港湾計画」と、「対象事業等政令の施行」とあるのは「対象港湾計画政令の施行」と、同項第六号中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「第十六条の公告」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十六条

たものであると認められる書類 第二十六条第二項の
評価書

九 (略)

2・3 (略)

4 前三項（第一項第一号から第三号まで及び第八号を除く。）の規定は、第四十八条第一項の規定に基づく政令の制定又は改廃により新たに同項の対象港湾計画となつた港湾計画について準用する。この場合において、第一項中「第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。）」とあるのは「第四十八条第一項の政令（以下この条において「対象港湾計画政令」という。）」と、「当該新規対象事業等」とあるのは「第四項に規定する港湾計画」と、「対象事業等政令の施行」とあるのは「対象港湾計画政令の施行」と、同項第四号中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「第十六条の公告」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十六条

の公告」と、「第十七条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十七条第一項」と、「第十六条及び第十七条の手續を経た準備書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十六条及び第十七条の手續を経た第四十八条第二項において準用する第十四条の港湾環境影響評価準備書」と、同項第七号中「第十九条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十九条」と、同項第八号中「第二十条第一項又は第四項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十条第一項又は第四項」と、同項第九号中「第二十一条第二項の評価書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十一条第二項の港湾環境影響評価書」と、同項第十号中「第二十七条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十七条」と、「評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、第二項中「環境大臣（第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響

の公告」と、「第十七条第一項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十七条第一項」と、「第十六条及び第十七条の手續を経た準備書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十六条及び第十七条の手續を経た第四十八条第二項において準用する第十四条の港湾環境影響評価準備書」と、同項第五号中「第十九条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第十九条」と、同項第六号中「第二十条第一項又は第四項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十条第一項又は第四項」と、同項第七号中「第二十一条第二項の評価書」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十一条第二項の港湾環境影響評価書」と、同項第九号中「第二十七条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十七条」と、「評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、第二項中「環境大臣（第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評

評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等にあつては、国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

第五十四条 新規対象事業等であつて次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、対象事業等政令の施行の日（以下この条において「政令施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第二章から前章までの規定は、適用しない。

一五 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、政令施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして政令で定める条件に該当するものに限る。）により新規対象事業等として実施されるものについては、第二章から前章までの規定は、適用しない。

第五十五条 前条第一項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該新規対象事業等について、第三条の二から

価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等にあつては、国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

第五十四条 新規対象事業等であつて次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、対象事業等政令の施行の日（以下この条において「政令施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第二章から第七章までの規定は、適用しない。

一五 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、政令施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして政令で定める条件に該当するものに限る。）により新規対象事業等として実施されるものについては、第二章から第七章までの規定は、適用しない。

第五十五条 前条第一項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該新規対象事業等について、第五条から第二

2
（略）

第三条の八まで及び第五条から第二十七条まで、第五条から第二十七条まで又は第十一条から第二十七条までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2
（略）

十七条まで又は第十一条から第二十七条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

環境影響評価法の一部を改正する法律案 新旧対照条文（附則第十二条関係）
 ○ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（方法書の作成）</p> <p>第四十六条の四 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に該当するもの（以下「特定対象事業」という。）をしようとする者（以下「特定事業者」という。）は、同法第五条第一項の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）には、<u>同項第七号</u>の規定にかかわらず、特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載しなければならない。</p> <p>（方法書の届出）</p> <p>第四十六条の五 特定事業者は、環境影響評価法第六条第一項の規定による送付をするときは、併せて方法書及びこれを要約した書類を経済産業大臣に届け出なければならない。</p>	<p>（方法書の作成）</p> <p>第四十六条の四 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に該当するもの（以下「特定対象事業」という。）をしようとする者（以下「特定事業者」という。）は、同法第五条第一項の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）には、<u>同項第四号</u>の規定にかかわらず、特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載しなければならない。</p> <p>（方法書の届出）</p> <p>第四十六条の五 特定事業者は、環境影響評価法第六条第一項の規定による送付をするときは、併せて方法書を経済産業大臣に届け出なければならない。</p>

(方法書についての都道府県知事等の意見)

第四十六条の七 環境影響評価法第十条第一項の都道府県知事の意見並びに同条第四項の政令で定める市の長及び同条第五項の都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、これらの規定にかかわらず、事業者に替えて経済産業大臣に対し、これらの規定の意見として述べるものとする。

2 (略)

3 前項の規定は、環境影響評価法第十条第四項の政令で定める市の長について準用する。この場合において、前項中「環境影響評価法第十条第一項」とあるのは「同項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第六項」と読み替えるものとする。

(方法書についての勧告)

第四十六条の八 経済産業大臣は、第四十六条の五の規定による方法書の届出があつた場合において、環境影響評価法第十条第一項の都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見を勘案するとともに、第四十六条の六第二項の規定による届出に係る同法第八条第一項の意見の概要及び当該意見についての事業者

(方法書についての都道府県知事の意見)

第四十六条の七 環境影響評価法第十条第一項の都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同項の規定にかかわらず、事業者に替えて経済産業大臣に対し、同項の意見として述べるものとする。

2 (略)

(方法書についての勧告)

第四十六条の八 経済産業大臣は、第四十六条の五の規定による方法書の届出があつた場合において、環境影響評価法第十条第一項の都道府県知事の意見を勘案するとともに、第四十六条の六第二項の規定による届出に係る同法第八条第一項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して、その方法書を審査し、その方法書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適

の見解に配意して、その方法書を審査し、その方法書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の五の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な勧告をすることができ。

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第十条第一項の書面又は同条第四項の書面及び同条第五項の書面がある場合にはその書面の写しを送付しなければならない。

(環境影響評価の項目等の選定)

第四十六条の九 特定事業者は、前条第一項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第十一条第一項の規定による検討において、同項の規定により同法第十条第一項の意見又は同条第四項の意見及び同条第五項の意見がある場合にはその意見を勘案するとともに同法第八条第一項の意見に配意するほか、その勧告を踏まえて、

正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の五の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な勧告をすることができ。

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第十条第一項の書面の写しを送付しなければならない。

(環境影響評価の項目等の選定)

第四十六条の九 特定事業者は、前条第一項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第十一条第一項の規定による検討において、同項の規定により同法第十条第一項の意見を勘案するとともに同法第八条第一項の意見に配意するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

当該検討を加えなければならない。

(準備書についての関係都道府県知事等の意見)

第四十六条の十三 環境影響評価法第二十条第一項の関係都道府県知事の意見並びに同条第四項の政令で定める市の長及び同条第五項の都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、これらの規定にかかわらず、事業者に替えて経済産業大臣に対し、これらの規定の意見として述べるものとする。

(準備書についての勧告)

第四十六条の十四 経済産業大臣は、第四十六条の十一の規定による準備書の届出があつた場合において、環境影響評価法第二十条第一項の関係都道府県知事の意見又は同条第四項の政令で定める市の長の意見及び同条第五項の都道府県知事の意見がある場合にはその意見を勘案するとともに、第四十六条の十二の規定による届出に係る同法第十八条第一項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して、その準備書を審査し、その準備書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の十一の規定による届出を

(準備書についての関係都道府県知事の意見)

第四十六条の十三 環境影響評価法第二十条第一項の関係都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同項の規定にかかわらず、事業者に替えて経済産業大臣に対し、同項の意見として述べるものとする。

(準備書についての勧告)

第四十六条の十四 経済産業大臣は、第四十六条の十一の規定による準備書の届出があつた場合において、環境影響評価法第二十条第一項の関係都道府県知事の意見を勘案するとともに、第四十六条の十二の規定による届出に係る同法第十八条第一項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して、その準備書を審査し、その準備書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六条の十一の規定による届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響

受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価について必要な勧告をすることができる。

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第二十条第一項の書面又は同条第四項の書面及び同条第五項の書面がある場合にはその書面の写しを送付しなければならない。

(評価書の作成)

第四十六条の十五 特定事業者は、前条第一項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第二十一条第一項の規定による検討において、同項の規定により同法第二十条第一項の意見又は同条第四項の意見及び同条第五項の意見がある場合にはその意見を勘案するとともに同法第十八条第一項の意見に配慮するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

2 (略)

(評価書の公告及び縦覧)

第四十六条の十九 特定事業者に対する環境影響評価法第

評価について必要な勧告をすることができる。

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第二十条第一項の書面の写しを送付しなければならない。

(評価書の作成)

第四十六条の十五 特定事業者は、前条第一項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第二十一条第一項の規定による検討において、同項の規定により同法第二十条第一項の意見を勘案するとともに同法第十八条第一項の意見に配慮するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

2 (略)

(評価書の公告及び縦覧)

第四十六条の十九 特定事業者に対する環境影響評価法第

二十七条の適用については、同条中「第二十五条第三項の規定による送付又は通知をした」とあるのは「電気事業法第四十六条の十七第二項の規定による通知を受けた」と、「評価書を」とあるのは「当該通知に係る評価書を」と、「評価書等」とあるのは「当該通知に係る評価書、これを要約した書類及び同条第一項の規定による命令の内容を記載した書類」とする。

二十七条の適用については、同条中「第二十五条第三項の規定による送付又は通知をした」とあるのは「電気事業法第四十六条の十七第二項の規定による通知を受けた」と、「評価書を」とあるのは「当該通知に係る評価書を」と、「評価書、要約書及び第二十四条の書面」とあるのは「当該通知に係る評価書、これを要約した書類及び同条第一項の規定による命令の内容を記載した書類」とする。

○環境影響評価法（平成九年六月十三日法律第八十一号）（抄）

第一章 総則

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一 次に掲げる事業の種類のうち、次に該当する一の事業であること。

イ 高速自動車国道、一般国道その他の道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業

ロ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業（以下の号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの

ハ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業

ニ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業

ホ 電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事の事業

ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

ト 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業

チ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二条に規定する土地区画整理事業

リ 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）第二条に規定する新住宅市街地開発事業

ヌ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業

ル 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条に規定する新都市基盤整備事業

ヲ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第十号）第二条第二に規定する流通業務団地造成事業

ワ イからヲまでに掲げるもののほか、一の事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして政令で定める事業の種類

二 次のいずれかに該当する事業であること。

イ 法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出（当該届出に係る法律において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができると規定されているものに限る。ホにおいて同じ。）が必要とされる事業（ホに掲げるものを除く。）

ロ（略）

ハ 特別の法律により設立された法人（国が出資しているものに限る。）がその業務として行う事業（イ及びロに掲げるものを除

く。

二 国が行う事業（イ及びホに掲げるものを除く。）

ホ 国が行う事業のうち、法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出が必要とされる事業

3 この法律において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であつて、第一種事業に準ずる規模（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。）を有するものうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「対象事業」とは、第一種事業又は第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられた第二種事業（第四条第四項（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））及び第二十九条第二項（第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを除く。）をいう。

5 この法律（この章を除く。）において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者（国が行う対象事業にあつては当該対象事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る対象事業にあつてはその委託をしようとする者）をいう。

第二章 方法書の作成前の手続

第二節 方法書の作成等

第四条 第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者（以下同じ。））は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要（以下この項において「氏名等」という。）を次の各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により届け出なければならない。この場合において、第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣に届け出ることによって、氏名等を記載した書面を作成するものとする。

一 第二条第二項第二号イに該当する第二種事業 同号イに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意（以下「免許等」という。）を行い、又は同号イに規定する届出（以下「特定届出」という。）を受理する者

二 第二条第二項第二号ロに該当する第二種事業 同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定を行う者（以下「交付決定権者」という。）

三 第二条第二項第二号ハに該当する第二種事業 同号ハに規定する法律の規定に基づき同号ハに規定する法人を当該事業に関して監督する者（以下「法人監督者」という。）

四 第二条第二項第二号ニに該当する第二種事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣

五 第二条第二項第二号ホに該当する第二種事業 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び同号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意を行う者又は同号ホに規定する届出の受理を行う者

2
10

第二節 方法書の作成等

（方法書の作成）

第五条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の目的及び内容

三 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況

四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）

2 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

（方法書の送付等）

第六条（略）

2 前項の主務省令は、同項に規定する地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（方法書についての意見書の提出）

第八条（略）

2 前項の意見書の提出に關し必要な事項は、環境省令で定める。

（方法書についての意見の概要の送付）

第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、第六条第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

（方法書についての都道府県知事等の意見）

第十条（略）

2 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第三節 環境影響評価の実施等

（環境影響評価の項目等の選定）

第十一条（略）

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、主務大臣に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けた旨の申出を書面によりすることができる。

3 第一項の主務省令は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣（主務大臣が内閣府の外局長であると

きは、内閣総理大臣）が環境大臣に協議して定めるものとする。

（環境影響評価の実施）

第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

2 (略)

（基本的事項の公表）

第三章 準備書

（準備書の作成）

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

一 (略)

二 第八条第一項の意見の概要

三 (略)

四 前二号の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容

七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

ニ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地）

九 第五条第二項の規定は、準備書の作成について準用する。

2 (準備書についての意見の概要等の送付)

第十九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見

の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

第四章 評価書

（準備書の作成等）

（準備書の作成）

第二十一条

事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十八条第一項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二 第五条第一項第一号又は第十四条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項及び次条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 第十一条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下第二十六条まで、第二十九条及び第三十条において「評価書」という。）を、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならない。

一 第十四条第一項各号に掲げる事項

二 第十八条第一項の意見の概要

三（略）

四 前二号の意見についての事業者の見解

（免許等を行う者等への送付）
第二十二條 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者にこれを送付しなければならない。

一 第二条第二項第二号イに該当する対象事業（免許等に係るものに限る。）に係る評価書 当該免許等を行う者

二 第二条第二項第二号イに該当する対象事業（特定届出に係るものに限る。）に係る評価書 当該特定届出の受理を行う者

三 第二条第二項第二号ロに該当する対象事業に係る評価書 交付決定権者

四 第二条第二項第二号ハに該当する対象事業に係る評価書 法人監督者

五 第二条第二項第二号ニに該当する対象事業に係る評価書 第四条第一項第四号に定める者

六 第二条第二項第二号ホに該当する対象事業に係る評価書 第四条第一項第五号に定める者

2（略）
（免許等を行う者等の意見）

第二十四條 第二十二條第一項各号に定める者は、同項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、前条の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

第二節 評価書の補正等

第五章 対象事業の内容の修正等

第六章 評価書の公告及び縦覧後の手続

第七章 環境影響評価その他の手続の特例等

第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

（都市計画に定められる第二種事業等）
（都市計画に係る手続との調整）

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 都市計画決定権者は、前二項の規定により準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供した場合において述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第十七条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、そのいずれでもありとみなしてそれぞれの法律を適用する。

5 (略)

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第四十四条 (略)

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3・5 (略)

(事業者の協力)

第四十六条 (略)

2 事業者のうち対象事業の実施を担当する国の行政機関（地方支分部局を含む。）の長、第二条第二項第二号ハに規定する法人その他の政令で定めるものは、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。

第二節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続

(港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続)

第四十八条 港湾法第二条第一項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の政令で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）について、次項及び第三項に定めるところにより港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

2 (略)

3 港湾管理者は、対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を行う場合には、港湾法に定めるところによるほか、前項において準用する第二十一条第二項の港湾環境影響評価書に記載されているところにより、当該港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

第八章 雑則

第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(適用除外等)

第五十二条 この法律の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌汚染については、適用しない。

2 (略)

(命令の制定とその経過措置)

第五十三条 第二条第二項又は第三項の規定に基づく政令であつてその制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第四条第三項第一号（第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられた

ものを含む。以下「新規対象事業等」という。）があるもの（以下この条及び次条第一項において「対象事業等政令」という。）の施行の際、当該新規対象事業等について、条例又は行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導（地方公共団体が同条の規定の例により行うものを含む。）その他の措置（以下「行政指導等」という。）の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類（対象事業等政令の施行に際し次項の規定により指定されたものに限る。）があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一（略）

二 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であつて関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第九条の手続を経た同条の書類

三（略）

四（略）

五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であつて関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第十九条の手続を経た同条の書類

六（略）

七（略）

八（略）

九（略）

2 前項各号に掲げる書類は、当該書類の作成の根拠が条例又は行政指導等（地方公共団体に係るものに限る。）であるときは主務大臣が環境大臣（第一種事業若しくは第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業若しくは第二種事業又は第一種事業若しくは第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業若しくは第二種事業について当該都市計画を定める都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行うものとする旨を定める行政指導等にあつては、国土交通大臣が主務大臣及び環境大臣）に協議して、それぞれ指定するものとする。

3 前項の規定による指定の結果は、公表するものとする。

4（略）

第五十四条 新規対象事業等であつて次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、対象事業等政令の施行の日（以下この条において「政令施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第二章から第七章までの規定は、適用しない。

一 第二条第二項第二号イに該当する事業であつて、政令施行日前に免許等が与えられ、又は特定届出がなされたもの

二 第二条第二項第二号ロに該当する事業であつて、政令施行日前に同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定がなされたもの

三 前二号に掲げるもののほか、法律の規定により定められる国の計画で政令で定めるものに基づいて実施される事業であつて、政令施行日前に当該国の計画が定められたもの

四 前三号に掲げるもののほか、政令施行日前に都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。以下同じ。）

五 前二号に掲げるもののほか、第二条第二項第二号ハからホまでに該当する新規対象事業等であつて、政令施行日から起算して六月を経過する日までに実施されるもの

2 前項の場合において、当該新規対象事業等について政令施行日前に条例の定めるところに従つて前条第一項各号に掲げる書類のい

ずれかが作成されているときは、第六十条の規定にかかわらず、当該条例の定めるところに従って引き続き当該事業に係る環境影響評価その他の手続を行うことができる。

3 (略)
第三十五条 (略)

2 第二十八条から第三十一条まで及び第三十二条第二項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「第五十五条第一項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 負担金(国際条約に基づく分担金を除く。)
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 3 7 (略)

○都市計画法(昭和四十三年六月十五日法律第百号) (抄)

(定義)

第四条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

1 3 4 (略)

5 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

6 (略)

7 この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

8 3 16 (略)

(都市計画を定める者)

第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

- 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画
- 二 区域区分に関する都市計画
- 三 都市再開発方針等に関する都市計画
- 四 第八条第一項第四号の二、第九号から第十三号まで及び第十六号に掲げる地域地区(同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項の重要港湾に係るものに、第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る。

）に関する都市計画

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

六 市街地開発事業（政令で定める小規模な土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業を除く。）に関する都市計画

七 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画

2 5 4 （略）

（都市計画の縦覧等）

第十七条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 5 5 （略）

（都道府県の都市計画の決定）

第十八条 （略）

2 （略）

3 都道府県は、大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域に係る都市計画（政令で定める軽易なものを除く。）又は国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画の決定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 （略）

（市町村の都市計画の決定）

第十九条 （略）

2 （略）

3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

4 5 （略）

（都市計画の告示等）

第二十条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあつては国土交通大臣及び関係市町村長に、市町村にあつては国土交通大臣及び都道府県知事に、第十四条第一項に規定する図書の写しを送付しなければならない。

2 3 （略）

（都市計画の変更）

第二十一条 （略）

2 第十七条から第十八条まで及び前二条の規定は、都市計画の変更（第十七条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第二項及び第三項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第十七条第五項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

(国土交通大臣の定める都市計画)

第二十二條 二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画は、国土交通大臣及び市町村が定めるものとする。この場合においては、第十五條、第十五條の二、第十七條第一項及び第二項、第二十一條の二第一項及び第二項並びに第二十一條の三中「都道府県」とあり、並びに第十九條第三項から第五項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第十七條の二中「都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」と、第十八條第一項及び第二項中「都道府県は」とあるのは「国土交通大臣は」と、第十九條第四項中「都道府県が」とあるのは「国土交通大臣が」と、第二十條第一項、第二十一條の四及び前条中「都道府県又は」とあるのは「国土交通大臣又は」と、第二十條第一項中「都道府県にあつては国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣にあつては関係都道府県知事」とする。

2・3 (略)

(国土交通大臣の権限の委任)

第八十五條の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八十七條の二 指定都市の区域においては、第十五條第一項の規定にかかわらず、同項第四号から第七号までに掲げる都市計画(一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものを除く。)は、指定都市が定める。

2 指定都市が前項の規定により第十八條第三項に規定する都市計画を定めようとする場合における第十九條第三項(第二十一條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、第十九條第三項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣」とし、同条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

3・8 (略)

○都市再生特別措置法(平成十四年四月五日法律第二十二号) (抄)

(都市計画の決定等に係る権限の移譲)

第五十一條 市町村は、都市計画法第十五條第一項及び第八十七條の二第一項の規定にかかわらず、第四十六條第十三項後段(同条第十四項において準用する場合を含む。)の公告の日から計画決定期限が到来する日までの間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることができる。

2 市町村(都市計画法第八十七條の二第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を除く。)は、前項の規定により同法第十八條第三項に規定する都市計画の決定又は変更をしようとするときは、同法第十九條(同法第二十一條第二項において準用する場合を含む。)に規定する手続を行うほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

3・4 (略)

(権限の委任)

第七十九條 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

○行政手続法(平成五年十一月十二日法律第八十八号) (抄)

(複数の者を対象とする行政指導)
第三十六条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

○電気事業法(昭和三十九年七月十一日法律第七十号) (抄)

(方法書についての都道府県知事の意見)

第四十六条の七 (略)

2 都道府県知事は、環境影響評価法第十条第一項の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同条第三項の規定によるほか、前条第一項の規定により同法第九条の書類に記載された事業者の見解に配意しなければならない。

(方法書についての勧告)

第四十六条の八 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

3 (略)

(準備書についての勧告)

第四十六条の十四 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による審査をするときは、環境大臣の環境の保全の見地からの意見を聴かなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

4 (略)

(評価書の作成)

第四十六条の十五 (略)

2 特定事業者は、環境影響評価法第二十一条第二項の環境影響評価書(以下「評価書」という。)には、同項各号に掲げる事項のほか、第四十六条の八第一項及び前条第一項の規定による勧告の内容を記載しなければならない。

平成 22 年度 環境省税制改正要望の結果について

平成 21 年 12 月

1 地球温暖化対策（低炭素化促進）のための税制全体のグリーン化

（1）地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化

平成 22 年度税制改正大綱（以下「大綱」という。）に以下のように盛り込まれた。

はじめに

1．我が国を取り巻く環境の変化

（1）経済・社会構造の変化

（略）

第五に、気候変動をはじめとする環境問題です。温室効果ガスによる地球温暖化は、海面上昇、異常気象、穀物生産量の低下、希少生物の絶滅の危機などを引き起こし、人類と生物の生存基盤である豊かな地球環境を脅かすおそれが生じると指摘されています。

2．鳩山政権での対応

（1）構造変化への対応・新たな国づくり

（略）

第四に、世界で最も進んだ持続可能な低炭素社会をつくることを目指しています。豊かな地球環境はこどもを育む宝です。国連気候変動首脳会議で、全ての主要国の意欲的な参加を前提に、2020 年までに 1990 年比で温室効果ガスの 25% 削減を目指す「チャレンジ 25」や途上国支援等の「鳩山イニシアティブ」を提唱し、その実現に向け政策を総動員する方向で検討を進めています。低炭素社会の構築は、未来への責任を果たすことだけでなく、資源制約を抱えた我が国の弱点克服にもつながります。さらに、環境技術で国際的な優位性を確保することにもつながります。

（2）政府への信頼の回復・国民不安の解消

（略）

第四に、中長期的視点に立ち安定的・持続的な成長を実現するための成長戦略を策定します。（中略）世界最高の低炭素型産業・「緑の産業」の育成、（中略）などの分野における新しい雇用と需要の創出などが重要です。

第 1 章 税制改革に当たっての基本的考え方

2．税制改革の視点

（前略）また地球温暖化をはじめとする環境問題や資源・エネルギー問題といった地球規模の課題に対応するための税制のグリーン化などの取組も求められています。（後略）

第3章 各主要課題の改革の方向性

7. 個別間接税

(1) 基本的な考え方

消費税は基本的に全ての財・サービスに課されていることから、そのほかに間接税を課すことは、実質的に二重の負担をもたらすこととなります。したがって、個別間接税については、特定の政策目的を含め、課税の趣旨を明確にすべきです。

一方で、個別間接税に関連し、「グッド減税・バッド課税」という考え方が示されています。これは特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課すという考え方です。

「グッド減税・バッド課税」の考え方に立ち、健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制の検討も進めます。

(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

暫定税率

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、自動車重量税及び自動車取得税の暫定税率は、これまで累次の道路整備計画に定められた道路整備のための財源として、道路整備計画と一体的なものとして延長されてきました。

現在の暫定税率は、平成19年12月に検討された10年間の道路整備計画の案を根拠に平成20年4月から平成30年3月末までの10年間のものとして定められましたが、財源の用途については、前政権下の平成21年4月に一般財源化され、道路特定財源制度はなくなりました。

このような認識に立って、現行の10年間の暫定税率は廃止することとします。

他方、現在は石油価格も安定しており、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響についても度外視できない状況にもあります。また、急激な税収の落ち込みにより、財政事情も非常に厳しい状況にあることも踏まえる必要があります。このようなことから、今回の税制改正では、長い経緯に縛られてきた現行の10年間の暫定税率は、廃止しますが、当分の間、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税について現在の税率水準を維持することとしました。

ただし、国民の生活を守る観点から、平成20年度上半期に見られたような石油価格の異常な高騰時には、本則税率を上回る部分の課税を停止するための措置を併せて講じることとします。

地球温暖化対策のための税

地球温暖化対策の観点から、1990年代以降、欧州各国を中心として、諸外国において、エネルギー課税や自動車関連税制などを含む、環境税制の見直し・強化が進んできています。

我が国における環境関連税制による税収の対GDP比は、欧州諸国に比べれば低いといえますが、今後、地球温暖化対策の取組を進める上で、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けて成案を得るべく更に検討を進めます。

車体課税

自動車関連諸税においてはかねてより簡素化、負担の軽減、グリーン化が強く求められてきました。

平成 22 年度においては、自動車重量税について、現行の 10 年間の暫定税率を廃止した上で、地球温暖化対策の観点から、当分の間、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）には本則税率を適用するとともに、次世代自動車と比べて、単位重量あたりのCO₂排出量が多いガソリン車等については、本則税率の 2 倍（自家用乗用車の場合）の税率を設定するなどの措置を講じることとします。

また、いわゆる「エコカー減税」（24 年 4 月末まで）については、制度の仕組みを維持します。

以上の措置により、自動車重量税のグリーン化を行いながら、暫定税率による上乗せ分の国分の約 2 分の 1 に相当する規模の税負担の軽減を図ることとします。

自動車取得税については、現行の 10 年間の暫定税率を廃止した上で、地球温暖化対策の観点から、当分の間、現在の税率水準を維持することとします。また、いわゆる「エコカー減税」（24 年 3 月末まで）については、制度の仕組みを維持します。

地方環境税の検討

喫緊の課題である地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組を進め、地球環境に貢献することが求められています。

CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、すでに軽油等に課税していることを踏まえ、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要です。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しています。このような地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための課税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。

第 4 章 平成 22 年度税制改正

11. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

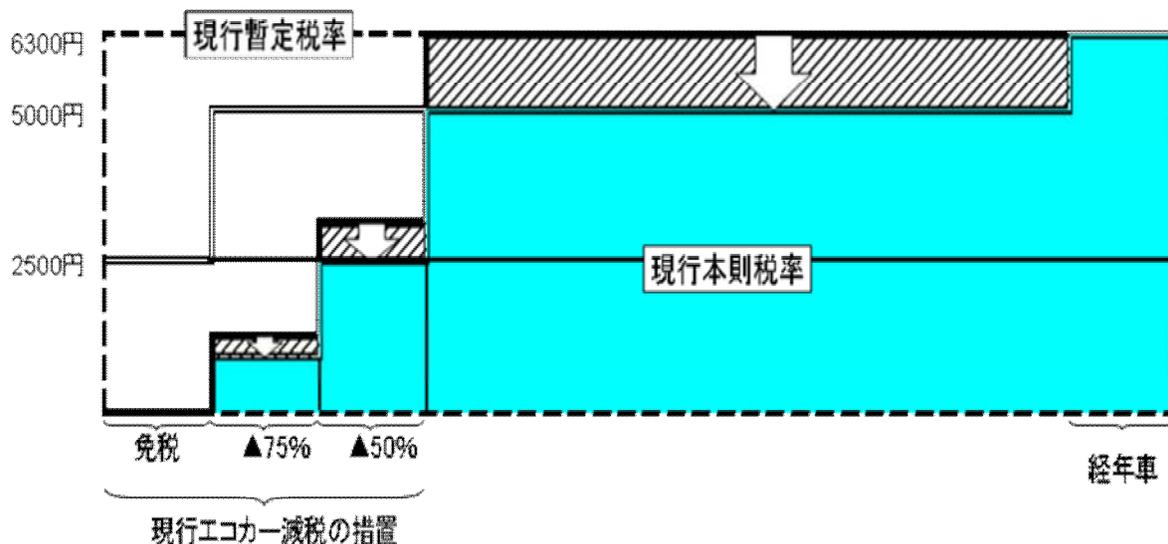
(2) 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

これらを法律において規定することとします。

< 参考 > 自動車重量税の見直しの内容

自家用乗用車の場合の税率 (0.5t・年あたり)



出典：平成 21 年度第 24 回税制調査会(12 月 22 日)資料

また、国際連帯税について、大綱に以下のように盛り込まれた。

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

4 . 国際課税

(3) 国際連帯税

国際金融危機、貧困問題、環境問題など、地球規模の問題への対策の一つとして、国際連帯税に注目が集まっています。金融危機対策の財源確保や投機の抑制を目的として、国際金融取引等に課税する手法、途上国の開発支援の財源確保などのために、国境を越える輸送に課税する手法など、様々な手法が議論されています。すでにフランスやチリ、韓国などが航空券連帯税を導入するなど、国際的な広がりを見せています。我が国でも、地球規模の問題解決のために国際連帯税の検討を早急に進めます。

(2) 自動車の低公害化、低燃費化の推進

自動車の保有に係る税率の特例措置(グリーン化)(自動車税)

電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車(ハイブリッド自動車・LPG自動車含む)を購入した場合、新車新規登録の翌年度分の自動車税を軽減し、また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車・LPG車・ディーゼル車等については自動車税を重課する措置について、プラグインハイブリッド自動車を新たに税率軽減の対象とするなど所要の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長。

<軽減>

<p>【現行措置】</p> <p>電気自動車(燃料電池自動車を含む)</p> <p>天然ガス自動車(車両総重量 3.5t 以下は 車、車 両総重量 3.5t 超は重量車 車) 車かつ燃費基準 + 25%達成車</p>	概ね 50%軽減
<p>【見直し後】</p> <p>電気自動車(燃料電池自動車を含む)</p> <p>天然ガス自動車(車両総重量 3.5t 以下は 車、車 両総重量 3.5t 超は重量車 車) <u>プラグインハイブリッド自動車</u> 車かつ燃費基準 + 25%達成車</p>	概ね 50%軽減
<p>【現行措置】</p> <p>車かつ燃費基準 + 20%達成車 車かつ燃費基準 + 15%達成車</p>	概ね 25%軽減
<p>【見直し後】</p>	対象から除外

：平成 17 年基準値よりも排出ガスを 75%以上低減させた自動車
重量車 (NOx(又は PM))：平成 17 年基準値よりも NOx (又は PM) を 10%以上低減させた自動車
燃費基準+x%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりも x%以上燃費性能を向上させた自動車
各基準を満たすハイブリッド自動車も対象

<重課> 現行措置どおり

11 年超のディーゼル車等・13 年超のガソリン車・LPG 車	概ね 10%重課
---------------------------------	----------

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引自動車については適用対象外

最新排出ガス規制適合ディーゼル車等(中古車)の取得に係る特例措置(自動車取得税)

最新の排出ガス規制等に適合するディーゼル車〔ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車、クリーンディーゼル乗用車〕(中古車)を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減する措置について、継続生産車に係る規制の適用が開始されるま

で、その適用期限を延長（ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車については平成 23 年 8 月 31 日（車両総重量 12t 超の場合は平成 22 年 8 月 31 日）まで、クリーンディーゼル乗用車については平成 22 年 8 月 31 日まで）。

【現行措置どおり】（以下のほか、 も参照）

ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車 注)	2.0%軽減
----------------------------	--------

注) 車両総重量 12t 超のものについては、平成 21 年 10 月 1 日以降は 1.0%軽減
 ポスト新長期規制適合車：平成 21 年又は平成 22 年排出ガス規制に適合した自動車
 重量車燃費基準達成車：平成 27 年度燃費基準を満たす車両総重量 3.5t 超の重量車

クリーンディーゼル乗用車 注)	0.5%軽減
-----------------	--------

注) 平成 21 年 9 月 30 日以前は 1.0%軽減
 クリーンディーゼル乗用車：平成 21 年排出ガス規制に適合した車両総重量 3.5t 以下のディーゼル乗用車

一定の排ガス性能を有する低燃費車(中古車)の取得に係る課税標準の特例措置(自動車取得税)

一定の排ガス性能を有する低燃費車(中古車)を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減する措置について、その適用期限を 2 年延長。

【現行措置どおり】（以下のほか、 も参照）

車かつ燃費基準 + 25%達成車	30 万円控除
車かつ燃費基準 + 20%達成車	15 万円控除
車かつ燃費基準 + 15%達成車	

：平成 17 年基準値よりも排出ガスを 75%以上低減させた自動車
 燃費基準+x%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりも x%以上燃費性能を向上させた自動車

自動車関係税制特例措置の対象自動車の区分の追加(自動車重量税、自動車取得税、自動車税)

環境性能に優れた自動車に対する自動車関係税制特例措置の対象に、環境性能を満たす中量車の一部(車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下)を追加する措置については、自動車重量税・自動車取得税を軽減する措置に限り対象に追加(自動車重量税については平成 24 年 4 月 30 日まで、自動車取得税については平成 24 年 3 月 31 日まで)。

ディーゼル車のうち ポスト新長期規制適合車かつ平成 27 年度燃費基準達成車	税率を 75%軽減 (中古車に係る自動車取得税については、税率から 1%軽減(平成 22 年 8 月 31 日まで))
ガソリン車のうち 車かつ平成 27 年度燃費基準達成車(自動車取得税のみ)	税率を 75%軽減 (中古車に係る自動車取得税については、取得価額から 30 万円控除)
ガソリン車のうち 車かつ平成 27 年度燃費基準達成車	税率を 50%軽減 (中古車に係る自動車取得税については、取得価額から 15 万円控除)

ポスト新長期規制適合車：平成 21 年又は平成 22 年排出ガス規制に適合した自動車

(3) 省エネ住宅の推進

既存住宅の省エネ改修に係る固定資産税の軽減措置（固定資産税）

既存住宅において、一定の省エネ改修工事（エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく住宅に係る現行の省エネ基準にそれぞれ新たに適合することとなるもののうち、費用が30万円以上のもの。）を行ったものについて、改修工事が完了した年の翌年度分限り、当該住宅に係る固定資産税の税額（120㎡相当分を限度）から3分の1を減額する措置について、その適用期限を3年（ ）延長。

今後1年間で新築住宅特例の見直しと合わせて検討

認定長期優良住宅に係る特例措置（固定資産税、不動産取得税）

省エネ性能も要件に含む認定長期優良住宅について、新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（中高層耐火建築物（ 1 ）は7年度分）（ 2 ）に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額から2分の1を減額する措置及び当該住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準から1,300万円控除（ 3 ）する措置について、その適用期限を2年（ 4 ）延長。

1：主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法に規定する準耐火建築物で、地上階数3以上のもの

2：通常の新築住宅については、3年度分（中高層耐火建築物は5年度分）に限り減額

3：通常の新築住宅については、1,200万円控除

4：固定資産税については、今後1年間で新築住宅特例の見直しと合わせて検討

(4) 環境ファンドへの投資優遇制度（所得税）

地域コミュニティにおいて、個人資金等を集めて、再生可能エネルギー等の環境保全事業に投融資するエコ・コミュニティファンド等へ投資を行った場合の減税措置の創設については、今回は見送られた。

2 廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) 産業廃棄物処理用設備等に係る特別償却制度(所得税、法人税)

産業廃棄物処理用設備等に係る特別償却制度(初年度 14 / 100)については、対象設備から高温焼却装置及び揮発性有機化合物(VOC)排出抑制設備を除外し、対象となるPCB汚染物等処理用設備及び石綿含有廃棄物無害化処理用設備を環境大臣の認定を受けたPCB汚染物等又は石綿含有廃棄物の無害化処理に使用するものに限定した上、その適用期限を1年延長。

(2) 資源再生利用設備等に係る特別償却制度(所得税、法人税)

食品循環資源再生利用設備(食品循環資源肥料化設備、食品循環資源飼料化設備、食品循環資源油脂化設備及び食品循環資源メタン化設備)、食品関連事業者が設置する生ごみ処理機・保冷設備及び建設混合廃棄物選別設備に係る特別償却制度(初年度 14 / 100)については、延長が行われないこととなった。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条に基づく大臣認定を受けた計画の実行に必要な設備に限定

(3) 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置(所得税、法人税、住民税、事業税)

廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金(維持管理積立金)制度に基づく積立金を損金算入する措置の適用期限を2年延長。

(4) 廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置(固定資産税)

廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置について、下記のとおり対象施設及び特例率の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長。

		現行特例率	見直し後の特例率
ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場		1 / 2	1 / 2
産業 廃棄物 処理 施設	産業廃棄物処理施設	1 / 3	廃止
	廃PCB廃棄物等処理施設	1 / 3	1 / 3
	産業廃棄物焼却溶融施設	1 / 3	廃止
	廃油・廃プラスチック類処理施設	2 / 3	廃止
	産業廃棄物焼却施設	2 / 3	廃止
	廃石綿・石綿含有産業廃棄物溶融施設	1 / 6	1 / 3
優良更新施設()		2 / 3	廃止

ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物処理施設、廃PCB廃棄物等処理施設、産業廃棄物焼却溶融施設、廃石綿・石綿含有産業廃棄物溶融施設のうち優良更新施設。

(5) 廃棄物再生処理用設備等に係る課税標準の特例措置(固定資産税)

廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置について、下記のとおり特例率等の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長。

	現行特例率	見直し後の特例率
建設廃棄物再生処理装置	3 / 4	廃止
空びん洗浄処理装置	3 / 4	廃止
自動車部品再利用製品製造設備	3 / 4	4 / 5 (平成22年度取得分) 5 / 6 (平成23年度取得分)
食品循環資源再生処理装置 ()	2 / 3	3 / 4 (平成22年度取得分) 4 / 5 (平成23年度取得分)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条に基づく大臣認定を受けた計画の実行に必要な設備に限定

(6) 廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置(事業所税)

廃棄物処理法に規定する広域認定制度により環境大臣の認定を受けた者の専ら廃棄物の処理の事業の用に供する施設等に係る事業所税の資産割の課税標準を4分の3控除する特例措置については、延長が行われないこととなった。

(7) PFI 選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置(不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

PFI 選定事業者が設置する廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設に係る不動産取得税及び固定資産税並びに都市計画税の課税標準の特例措置については、延長が行われないこととなった。

3 環境汚染の防止

(1) 公害防止用施設に係る課税標準の特例措置 (固定資産税)

公害防止用施設に係る課税標準の特例措置について、下記のとおり対象施設の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長。

	現行特例率	見直し後の特例率
汚水処理用施設（水質汚濁防止法関係）	1 / 6	1 / 3
汚水処理用施設（湖沼水質保全特別措置法関係）	3 / 4	廃止
地下水浄化施設	1 / 2	廃止
土壌浄化施設	1 / 3	1 / 3
窒素酸化物排出抑制施設	3 / 4	廃止
ばい煙処理施設	1 / 6	廃止
揮発性有機化合物排出抑制施設	1 / 6	廃止
指定物質排出抑制施設	1 / 3	1 / 3
ダイオキシン類排出削減施設	1 / 2	廃止
優良更新施設（ ）	2 / 3	廃止

汚水処理用施設、窒素酸化物排出抑制施設、ばい煙処理施設、揮発性有機化合物排出抑制施設、ダイオキシン類排出削減施設のうち優良更新施設。

(2) 土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設に係る土地への 特例措置（特別土地保有税）

土壌汚染対策法の改正に伴い、地方税法の規定の整備を行う。

4 自然環境の保全

(1) 国立公園特別保護地区等の優れた自然環境を有する土地に係る税制上の特例措置（所得税、法人税、相続税）

国立公園特別保護地区等の優れた自然環境を有する土地について保全を一層促進するため、相続税の物納要件の緩和を行う等、所要の税制上の特例措置の創設については、今回は見送られた。

(2) 自然公園法及び自然環境保全法改正に伴う所要の措置（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、特別土地保有税）

自然公園法及び自然環境保全法改正により特別地域等における規制対象行為が追加されることに伴う所要の措置を講ずる。

5 森林関連税制

(1) 地域材等の木材の建築物への利用を推進するための課税標準の特例措置（固定資産税）

新築木造建築物で一定の要件を満たすものについて、固定資産税を3年間（中高層耐火建築物（ ）は5年間）1/2に減額する措置の創設については、今回は見送られた。

：主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法に規定する準耐火建築物で、地上階数3以上のもの

6 研究開発の促進

(1) 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除（R & D税制）（所得税、法人税）

試験研究費の増加額に係る税額控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用が可能となる措置について、適用期限を2年延長。

(2) 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度（所得税、法人税、法人住民税、法人事業税）

試験研究等を目的とする独立行政法人を、全額損金算入が認められる指定寄附の対象とする措置の創設については、今後の検討事項とされた。

地球温暖化対策税に関する法律(案)

所得税法等の一部を改正する法律(抄)

平成22年3月24日成立

附 則

(地球温暖化対策のための税についての検討)

第百四十八条 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

地球温暖化対策基本法案 (抄)

第174回国会に提出

(地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し)

第十四条 国は、地球温暖化対策を推進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進するものとする。

2 国は、前項の規定による税制全体のグリーン化の推進においては、地球温暖化対策のための税について、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。